

平成29年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月13日(火)	
○開 会	6
○開 議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○諸般の報告	6
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
9番 新井利朗君	9
7番 関口雅敬君	11
4番 岩田務君	20
5番 村田徹也君	29
6番 野口健二君	42
1番 井上悟史君	43
3番 野原隆男君	44
2番 田村勉君	46
8番 大島瑠美子君	51
○町長提出議案の報告及び一括上程	59
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第28号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	70
・議案第29号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第30号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	72
・議案第31号 工事請負契約の締結について	

○議案第 3 2 号の説明、質疑、討論、採決	8 2
・議案第 3 2 号 長瀬町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも 4 分の 1 とすることについて	
○会議時間の延長	8 4
○議案第 3 3 号～議案第 4 5 号の説明、質疑、討論、採決	8 4
・議案第 3 3 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 3 4 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 3 5 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 3 6 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 3 7 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 3 8 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 3 9 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 4 0 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 4 1 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 4 2 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 4 3 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 4 4 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第 4 5 号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
○議案第 4 6 号の説明、質疑、討論、採決	8 9
・議案第 4 6 号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○議案第 4 7 号の説明、質疑、討論、採決	8 9
・議案第 4 7 号 長瀬町監査委員の選任について	
○議員派遣の件	9 0
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	9 1
○閉会について	9 1
○町長挨拶	9 1
○閉 会	9 2

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第47号

平成29年第3回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年6月8日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成29年6月13日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

不応招議員（なし）

平成29年第3回長瀬町議会定例会 第1日

平成29年6月13日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

9番 新井利朗君

7番 関口雅敬君

4番 岩田務君

5番 村田徹也君

6番 野口健二君

1番 井上悟史君

3番 野原隆男君

2番 田村勉君

8番 大島瑠美子君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決

- 1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議員派遣の件
- 1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、閉会について
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君
教育長	野	口		清	君	会計 管理 者	福	田	光	宏	君
総務課長	横	山	和	弘	君	企画 財政 課長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	田	寫	俊	浩	君	町民 課長	若	林		智	君
健康福祉 課長	中	畝	康	雄	君	産業 観光 課長	南			勉	君
建設課長	坂	上	光	昭	君	教育 次長	福	島	賢	一	君

事務局職員出席者

事務局長	中	畝	健	一	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

今日は、平成29年第3回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（染野光谷君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（染野光谷君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成28年度2月分から4月分と、平成29年度4月分に係る現金出納検査の結果報告を受けております。その写しをお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

3月19日に、秩父斎場で「秩父斎場竣工記念式典」が開催され、副議長野口健二君が出席いたしました。

3月26日に、秩父市民会館で「秩父宮記念市民会館・秩父市役所本庁舎開館記念式典」が開催され、議長新井利朗君が出席いたしました。

3月27日に、横瀬町役場で「秩父地域議長会第4回定例会」が開催され、議長新井利朗君、副議長野口健二君が出席いたしました。

3月29日に、横瀬町で「ちちぶ定住自立圏関係者懇親会」が開催され、議長新井利朗君が出席いたしました。

4月6日に、埼玉教育会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、議長新井利朗君が出席いたしました。

4月15日に、小鹿野町内で「小鹿野町春まつり観光懇談会」が開催され、副議長野口健二君が出席いたしました。

5月22日に、横瀬町役場で「秩父地域議長会監査会」が開催され、出席いたしました。

5月24日に、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第1回役員会」が開催され、副議長岩

田務君とともに出席いたしました。

5月29日に、横瀬町役場で「秩父地域議長会定期総会」が開催され、副議長岩田務君とともに出席いたしました。

6月1日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会臨時総会」が開催され、出席いたしました。

6月7日に、皆野町文化会館で「JAちちぶ皆野長瀬農産物直売部会第3回通常総会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成29年第3回6月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

先日、秋篠宮家長女、眞子さまが大学の同級生と婚約内定になったというおめでたいニュースがございました。大変驚くとともに、お二人が長瀬町でデートをしていたという報道がございまして、余りの光栄に、身の引き締まる思いでいるところでございます。

その影響もあってか、報道以降は例年にも増して多くの観光客の皆様がお見えになっているようでございます。改めて、観光地長瀬にふさわしいまちづくりを進めていかなければと思う次第でございます。

では、ここで、平成29年4月1日付で幹部職員の昇格がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

中畝康雄健康福祉課長でございます。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 健康福祉課長の中畝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 南勉産業観光課長でございます。

○産業観光課長（南 勉君） 産業観光課長の南です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 以上、昇格した幹部職員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、健康福祉課関係について申し上げます。

去る5月14日に開催されました「第30回長瀬町社会福祉大会・福祉バザー」につきましては、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただき、盛大に開催することができました。心から御礼を申し上げます。

特に福祉バザーにつきましては、町内全域の各家庭や企業、商店から、バザー用品7,725点ものご協力をいただき、売上金や寄附金額の合計額は138万8,491円となり、社会福祉協議会の貴重な財源として有効に使用させていただきたいと思っております。

毎年このように大きな成果を上げることができますのも、議員各位を初め、町民の皆様のご理解、ご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

続いて、産業観光課関係について申し上げます。

4月14日から30日までの17日間、宝登山山麓で観光協会による「通り抜けの桜」のライトアップが行われました。ことしも好評をいただき、約5,500名の来場をいただきました。

4月22日には、広報6月号でもご紹介いたしました。埼玉県そな銀行の池田社長を初め、社員の皆様、総勢56名で長瀬町の魅力を広める活動の一環として、町内の観光スポットをめぐるハイキングコースの試し歩き会を実施していただきました。

また、花の里実行委員会やボランティアの皆様のご協力により実施しております花の里ハナビシソウ園は、5月10日に開園いたしました。ことしは、冬場に雨が少なかった影響で開花時期にばらつきが見られましたが、先ほども話させていただきましたが、眞子さまの長瀬デート報道を受け、テレビ・新聞各社で連日のように長瀬を取り上げていただきましたおかげで、例年を上回る約6,000名の来場をいただきました。

続いて、教育委員会関係について申し上げます。

5月20日に中学校の体育祭が開催されました。議員の皆様におかれましては、お忙しい中、子供たちの成長した姿や元気な様子をごらんいただき、まことにありがとうございました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の改正案2件、補正予算案3件、契約の議決案1件、同意案1件、人事案15件の、合わせて22議案であります。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

いずれも、町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（染野光谷君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長からご指名申し上げます。

4番 岩田 務 君

5番 村田 徹也 君

6番 野口健二君
以上の3名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（染野光谷君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの2日間といたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの2日間に決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（染野光谷君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、最初に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井君。

○9番（新井利朗君） 質問させていただきます。

「多世代ふれ愛ベース長瀬」整備事業について、町長にお尋ねいたします。

3月議会で、次世代を担う子供たちを育む環境と、生涯にわたり元気に活躍するための新たな拠点、多世代ふれ愛ベース長瀬整備事業については、プロポーザル方式でやりたいとのことでした。その後、時間も経過し、進捗状況に変化があったと思います。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

- 1、提案書の内容審査及び施工業者はどのように決まりましたか。
- 2、今後のタイムスケジュールと、その内容を教えていただきたい。
- 3、多世代ふれ愛ベース長瀬整備事業のほかに、この町有地の利用、活用計画は現在何かありますか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

（仮称）多世代ふれ愛ベース長瀬建設事業につきましては、3月定例会の際に補正予算としてお認めいただき、平成29年度に繰り越しをいたしました事業であり、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、次世代を担う子供たちを育む環境と、生涯にわたり元気に活躍するための新たな拠点として整備をするものでございます。

1つ目の提案書の内容審査及び施工業者の決定についてとのご質問でございますが、本事業の業者選定につきましては、公募型プロポーザル方式による設計施工一括発注としております。

業者決定までの流れでございますが、4月11日に手続開始の公示を行い、参加業者の公募をいたしましたところ、1社の応募がございました。その後、応募業者から技術提案書の提出があり、その内容について、副町長を含め5名から成る選定委員会においてプレゼンテーションを実施し、選定委員会において審査し、契約予定者として決定をしております。

審査に当たっては、実施要綱に定めました評価基準により、評価項目、評価内容について点数化を行っております。評価内容につきましては、同種または類似施設の設計施工実績、建物内のレイアウト計画、施設利用者の安全面での配慮、施設維持費の低減に関する配慮、工期短縮の工夫、独自提案、提案価格などでございます。

その後、改めて見積書を徴取し、5月26日に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により仮契約を締結しております。この契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本議会において提出しております議案の議決を経て、本契約となるものでございます。

2つ目の今後のタイムスケジュールと内容についてとのご質問でございますが、6月中に基本設計、その後、8月にかけて実施設計を行い、9月から工事に着工し、平成30年3月15日に完了する予定となっております。

3つ目の多世代ふれ愛ベース長瀬整備事業のほか、この用地の利用、活用計画はあるかのご質問でございますが、今回のふれ愛ベース長瀬の建設、その後、整備予定の公園を含めると、残りの土地はそれほど広くなく、そこに新たな施設を計画すると、少し狭いかとも考えられます。公民館や保健センターは老朽化し、早期に対応する必要があると考えているところでございますが、現在どのようにするか、補助金の活用等も含め総合的に検討を始めたところでございます。

検討する中で、ふれ愛ベースの敷地内に建設することになることも考えられますが、現在のところ未定でございます。幾つかの案が出ましたら、議員の皆様にご説明をし、ご意見を伺い、方針を決めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ふれ愛ベース長瀬用地は残地として残る部分がございますので、何らかの対応はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 新井君。

○9番（新井利朗君） 今ご説明いただきましたけれども、施工業者名は、後ほど契約のときでなくては発表にならない状態ですか。とりあえず1社に決まったということでありましたけれども、そのことについて今のお答えの中にありませんでしたので、もしよかったらここで公開していただきたいと思っております。

それから、タイムスケジュールにつきましては、これから基本的に設計し、また9月から工事にかかり、3月の15日には完了したいというふうなことで、いわゆる29年度に完結することのようでございます。

今回、この創生資金を活用しての事業につきましては、国のほうから合わせて75%に及ぶ交付金がいただけるということで、長瀬町としては大変有利な状況の事業が展開されるかと思うわけでありますので、非常に期待したいと思っております。

今までは、ちょうど10年ほど前に開館いたしました、ひのくち館といいますか、世代間交流施設、こち

らのほうも大分充実した利用をされておりまして、26年度には2,000人を超える人たちが利用したと。また、3年ほど前に開館しました高齢者障がい者いきいきセンターにつきましては、26年度は6,000人を超える人たちが利用しているというふうな報告書がありますけれども、これらがまた新たな施設によって、より多く、今度は次世代を担う子供たちも大いに利用できる施設になるかというふうなことで、長瀬町民の本当に多くの世代、全世代が活用できる施設になれば有効だなというふうなことを思うわけであります。

これをつくりまして、一つ聞いておきたいのは、いろいろとこの事業を進めていくにつきまして、トラブルもなく順調に進めばよろしいわけですが、何かあったときには非常に困る部分もありますので、必要なことは取り決めてあったかと思うのですが、一応遵守事項といえますか、契約に当たっての遵守事項であるとか、違約事項というのですか、そういうふうなことになったときにはどのようなことになるかというふうなことを、もし決めてありましたら教えていただきたいと思えます。

何せこの事業というのが、地方創生拠点整備交付金というふうなことで、非常に長瀬町としては、やっという条件の交付金が来たと、いい事業が展開できるというところになっているわけでありますので、順調に進むことを願いながら、そのことも一つ聞いておきたいと思えます。

先ほどの点と合わせて3点お願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

事業者名というお話でございます。これから議案31号に出てまいりますけれども、ご質問でございますので、その前に回答させていただきます。名前でございますけれども、秩父市でございます守屋八潮建設株式会社。秩父と申しましても、実際には皆野町でございます守屋八潮でございます。そして、設計につきましては、長瀬町のかくれんぼ設計さんにさせていただいております。

それから、遵守事項というお話でございますけれども、こちらにつきましては通常の契約約款というものがございますので、それに基づいて契約をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 9番、新井君。

○9番（新井利朗君） ご回答それぞれありがとうございます。

とにかく町民がいろんな形で、長瀬、また大字野上地区には非常に大きな場所がありませんので、そのような施設が使われるということはこれからよろしいかと思えますので、ぜひ順調に工事進捗を図っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（染野光谷君） 次に、7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、貧困家庭について町長に伺います。

最近報道などで貧困家庭の問題が多く取り上げられるケースが見受けられます。自分が暮らす地域での一般家庭という基準のもとに、普通とされる暮らしをするのが難しい状況を指すそうで、貧困家庭では周りとの暮らしぶりに違和感を持ち、みじめな気持ちを味わう。消極的な感情を抱えることにより、結果、精

神状態が不安定になってしまうおそれがある。また、自信が持てないことから孤立しがちになり、将来にまで影響が及ぶケースがあるそうです。

当町でも、生産年齢人口の減少や老年人口が増加するなどの理由により、今後貧困家庭の増加が予想されることから、貧困家庭とは年収どのくらいの額を指すのか、また貧困家庭の全体数など、どの程度の状況を把握しているのか、また特に子育てや教育、老後などが心配されています。今後どのような政策を進めていくのか、伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

それでは、1つ目の貧困家庭とは年収どのくらいの額を指すのかについてでございますが、世帯の人数など家族構成により大きく変わってまいりますので、一般的には、国民の平均的な所得の半分を下回る所得しか得ていないものを貧困と定義しているようでございます。

2つ目の貧困家庭の全体数などどの程度状況を把握しているのかについてのご質問でございますが、貧困家庭の全体数については具体的な把握はしておりませんが、貧困につながるリスクを早期に見つけるための方策を講じておりますが、引き続き対象者の把握に努めていきたいと考えております。

3つ目の特に子育てや教育、老後などが心配されています、今後どのような対策を進めていくのかについてのご質問でございますが、貧困問題については、国が低所得者対策に本気で取り組まない限り解消されないと認識をしております。子育てや教育など、さまざまな分野で対応が必要となることから、総合的に取り組んでいく必要があります。町においても、国や県と連携して効果的な支援が提供できるようにしていくことが重要と考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 今3点の質問をさせてもらいましたが、具体的に数字が全然出てこない。これは、本当に大変な問題だから安易に数字が出てこないのだと、よく私は解釈をしたいと思います。

そこで、高齢者の年金暮らしの方は、もう本当に、国民年金を初め厚生年金をもらっている方でも生活に本当にぎりぎり困窮している人が多いように、私もいろんな方とお話をしたときに、大変だなというのを感じています。

そこで、今回のこの質問は、私は、お年寄りはまだ本当に待たなし、年金暮らしの方は本当に待たなしで、何か収入策があるかといったら、働ける場所があればいいですけども、本当に高齢者の方は早く手を打たないと、本当に社会保障費が増大してくるのはもう目に見えているのだと思うのです。ぜひ町長には、そこを執行部で頑張って考えてあげてもらいたいということで、救済をする方法というのは、例えば船が沈むときに救済していくのは、まず子供、次に女性、最後に高齢者だと、これは世界的にこういうことらしいです。そこで、私も今回は子供の貧困家庭を重視したいと思います。

若者の貧困問題は、将来に本当に不安があり、子育ては親の責任だと自分が責任を感じている。これは報道でもあるように、おおよそ40%の家庭の方がこういう不安を抱えているという報道を私も聞いて、この町内にもその数字は当てはまるのだろうと思います。

そこで、貧困の連鎖を何とか食い止めなければいけない。この貧困の連鎖というのは、幼少期の教育から始まり、義務教育時は、義務教育はただだ、無料だと言いながら、本当に義務教育にも相当お金がかかる。そういう家庭から育った子供が、習い事、あるいは学校の部活、親が大変だから、私はユニフォーム

代が大変だから、習い事の費用が大変だからといって諦める子供が多いという報道もあります。この町でも多分それがあるのだと思うのです。

そして、大学進学、これはもう子供たちからすれば、想定にない。大学に行くお金がうちにはないから、もう想定にない、こういうのが多くあると。そういう子供が今度は就職をすると、いい就職先につけないで所得が低くなる。そうすると、所得が低いと、この町にも税金が少なくなる。そして、もっと大きくなってくると、社会保障費が多くかかってくる。これが貧困の連鎖なのだと思うのです。

だから、卵が先か、鶏が先かの話ではなくて、どこかで手を早く打って、この貧困の連鎖を食い止める必要があるのだと思います、特に私は、先ほども言ったように、子供を今回中心に町長に質問するのに、就学前の子供の教育、ここに格差がないように何とか手助けを行政でしてほしい、これを特にお願いをしたいと思います。

そして、貧困家庭で育った方、年収は町長言わなかったですけども、全国平均でいうと、子供2人、両親でいる4人家族だと274万円だそうです。274万円、長瀬町でこれ数字を当てはめたら、相当いるように私は思うのです。

ですから、そういう家庭の子供が大学に行きたい。大学に行きたいというのは自分から申告するわけですから、こちらから見ていなくても、向こうのほうから手を挙げるのだから、教育ローンなどの金利を見てあげられないか、子供たちが大学に進学できないか。私は教育ローンの援助をお願いしておきたいと思います。

そして、本当に手を打つのであれば、金銭の給付、あるいは税金の減額などは効果があるのだと思うのです。しっかり考えて、そういう家庭に何とか援助してもらいたい。

それで、最近私が新聞で読んだのですけれども、これは生協のニュースです。

ちょっと議長、済みません。とめてください。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前9時36分

再開 午前9時37分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 再開します。

最近、新聞報道で生協のニュースがありました。これは、全国、生協というのはいろんな地域にあるわけですけども、地元の実情に合った支援を生協が始めていくと。それは何をするのかというと、生協の事務所を開放して塾を開いてあげる。それと、本当に食事がままならない子供たちを集めての「こども食堂」をいろんな地域で始めているという新聞報道も、私も読ませていただきました。ああ、生協は一生懸命頑張っているのだな。それに、この町も、全国的に本当に優しい長瀬町だということを訴えるために、そういう子供たちのために支援策、何か有効的なものをしていただけないか。

先ほども言ったように、教育ローンの金利を初め、そういうことからして、私は本当に子供たちの、教育長も今一生懸命聞いてもらっているのです、ここで町長だけではなく執行部の皆さんにしっかり聞いても

raitai no wa, sou iu kodotachi o jimeteru no, hontou ni ritai shita kyouiku shuushin na hatachi, aru iwa sou iu shikaku o motte iru hatachi no borantia o jimeteru no, watashi ga omou no wa, kagaku ni kyoukaudo ga aru no dakara, sou iu chiku no kyoukaudo o kaishou shite, sou iu ritai shita hito, borantia o jimeteru shiwa o shite moraitai. yatte mo rareba arigatai.

ただ、その塾をやるからと、では貧困家庭の子供がみんな集まってくるかといったら、例えば私みたいに勉強が嫌いな子供、私が子供だったら塾をやるよと言っても集まらないかもしれません。だけれども、何かこの町としてそういう貧困家庭、町長は年収を言いませんでした。多分長瀬の執行部から見れば、年収は274万円ではなくて、もっと低く見るのだと思うのです。東京料金、秩父料金、こういうのがいろんなものにあるから。貧困家庭の年収は幾らか、それを知りたかったのだけれどもも、こういう策が打てないかどうか、町長、もう一度お願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどから年収のお話が出ておりますけれども、関口議員もご承知のとおり、ただいま関口議員のほうからもお言葉がございましたけれども、東京相場と田舎相場はちょっと違いますので、そのような中で金額ではなかなか決められないものではないかなと私は思っております。

それから、生活保護受給者や児童扶養手当受給者数などは把握しておりますので、こちらにつきましては発表させていただきます。今現在の受給者数はちょっと後で、それでは課長のほうから報告させていただきます。

児童扶養手当受給者は5月末で43名でございます。内閣府の平成27年度版の「子供・若者白書」では、子供がいる現役世帯の相対的な貧困率は15.1%であり、そのうち大人が1人の世帯、ひとり親世帯の相対的な貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっております。

子供の相対的貧困率は上昇傾向であり、大人1人で子供を養育している家庭の相対的貧困率が高くなっておりますので、就学援助を受けている小学生、中学生の割合も現在上昇を続けているところでございます。

それから、町としての今までの取り組みというお話でございますけれども、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催をし、援助が必要な児童生徒に対しましては、その家庭環境の状況を把握し、関係機関との情報共有を図り、早急な対応が必要な場合は、ケース会議を開いて各機関で役割分担をして必要な支援を講じているところでございます。

町では、子育て世代への施策など、これまでも多くの事業を展開してきております。法律相談、住まいでは町営住宅の運営、子育て支援金の給付や、こども医療費の高校生までの無償化、保育料負担金、国基準額よりも安価に設定しております。放課後児童クラブ室保育料も軽減しております。

教育関係につきましては、要保護・準要保護児童生徒への就学援助、入学祝金や給食費の補助、通学定額の一部補助を中学生から高校生まで拡大。現在検討しております放課後子供教室の実施もそうでございますけれども、この教育関係につきましては、10分の10町から補助しているわけでございます。経済的に就学が困難な者に対しましても、育英奨学資金や入学準備金の貸与をしております。

それからまた、先ほどワーカーズコープ共同体のお話も出てまいりました。「こども食堂」、最近よく聞かれる言葉でございますけれども、深谷市あたりでも始めたようでございます。ただ、長瀬町につきましては、小さな町ですので、民生委員さんが細かく把握をしていただいております中で、まだそのような話

は出てきておりません。今後そのような話が出てきましたときには、対応をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの生活保護受給者数でございますが、一番新しい統計、平成29年2月末現在、32世帯、41人となっております。保護率は0.57%となっております。ちなみに前年度、28年2月末でございますが、28世帯、34人、保護率0.47ということで、1年前に比べて保護世帯は増加している状況でございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 回答ありがとうございます。

だけれども、私が取り上げているこの貧困家庭というのは、そこまで低くしなくても、先ほどから言っているように全国平均で言うと274万円の年収で貧困家庭だという話でいけば、この生活保護を何人ももらった、何人ももらったという発表は、私は、本当これも重要だとは思いますが。だけれども、本当に母子家庭イコール貧困、そうではなくて、一生懸命働いていて普通の家庭に見えて、中身が本当に大変で、自分から本当にもう苦しくて、うちへ貧困家庭ですと言ってくる人というのはいないと思います。みんな頑張っていて、頑張り過ぎて最後を迎えてしまう。そこに行くまでに何か手を打たなくてはいけないということで、年収の、長瀬町としてはどの程度見るのか、この274万円というのは全国平均ですから。

東京の足立区には、この貧困家庭をしっかりと見るために、名前ちょっと私忘れちゃったけれども、足立区にはこの貧困家庭の課があるのです。課長もいるのです。それほど、もう足立区というものは、先進的にそういう貧困家庭をそこから出さないようにという取り組みをしているという、私もニュースも見ました。

だから、そこまでいなくても、でも長瀬町には町長が本当に女性のきめ細かい行政やるのだという話でいくから、何とかこういう非正規で働いている人を私も何人も知っています。以前にこの入学祝い金の話が出てくるときに、私が質問したのは、学校の制服が高い、学校に入れる、制服を買うためにローンを組むという話で、この入学祝い金に前町長は取り組んでくれたのです。

ですから、町長、年収がまだ言えませんとかではなくて、もうある程度設定して、本当に貧困家庭にならない、もう部活だって本当そうです。私も剣道をやっていたけれども、剣道の防具が買えないから剣道教室だけは受けさせてください。そこから、道場というか、私たちの会に入りますかと言ったら、防具が買えないからといって、私何人か古い防具を集めて子供にもくれた覚えもあるのです。最近見ていると、派手なユニホーム、いろいろサッカーだとか野球だとか、いろいろ派手になった、あれユニホーム代もかかるだろうなと思っている。

そういうことから、この貧困家庭という問題は、きょう質問してきょう町長に答えてもらって解決するということは、私も本当に思っておりません。これから先、私も議員を続けている限り、こういうことをいろいろ町長に議論をここでして、そういう方にこの議論が伝わり、自分も頑張り過ぎないように、あっ、行政が来て支えてくれるのだというのを、一緒になって手をつないで、そこに生まれた子供をみんなで育ててあげる。言葉だけで、子供はみんなで地域で育てましようと言ったって、隣のうちのことなんか誰も考えないです。私もそうだったのです。こんなに貧困家庭勉強していくと、ええ、ここまでかなというのがあるのです、町長。

ですから、最初に言ったように、次の議会は今度はお年寄りの年金を私取り上げてみたいと思います。余り国や県任せにしないで、この子供の貧困家庭から始まってお年寄りのその年金まで、しっかり行政のほうで考えてあげないと、本当大変になってきます。この町は、若者定住促進住宅をつくるのだ、若者を移住してきてもらうようにといういろんな策をやっているのだから。この長瀬町で生まれ育ったお年寄り、この長瀬町で生まれてきた子供たちが、本当にそういう親の姿を見て自分が諦めないような、もっと前向きに生きていけるようなそういう家庭に、町長が先頭を切って手助けをしてあげてもらいたいということではこの質問をしました。

町長、最後に、まとめをお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員からいろいろなお提案をいただきまして、ありがとうございます。今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

その中で、足立区のお話をいただきました。埼玉県も、埼玉県として彩の国あんしんセーフティネット事業というのを今現在しっかりやっております。多分関口議員もご承知だと思いますけれども、その中で、県から各地域にそのネットワークをおろしてきて、秩父地域は秩父市に1つ、それから皆野町にございます。そちらで生活困窮者自立支援というのをやっております。長瀬町は皆野町の国神ですか、そちらにある事務所なのですが、そちらで取り扱っていただいております。これは、社会福祉協議会のほうが主でやっておりますので、社会福祉協議会の会長は私でございますので、その中で既にいろいろなお話をいただいております。

そのような中で、アスポート相談支援センター埼玉北部秩父出張所というのが正式な名前でございますけれども、まずここにご相談をさせていただきます。その中で、困っていることがあったら何でも話していただきたいということで相談をいただき、その相談内容から適切な対応をさせていただきます。必要な支援が計画的に提供できるよう、課題を各職員が分析を行い、そして一緒に自立への計画を立て、その自立への目標に向かって取り組んでいるわけでございますけれども。

その中で、住居確保給付金の支給ですとか、就労準備支援金、家計相談支援金、これは当然親御さんが収入が少ないということですので、親御さんに対する支援をさせていただきます。それから、また生活困窮世帯の子供の学童支援もやっております。その中で、どうしても生活が大変だという方に対しては、一時生活支援ということで、こちらも行っております。

このようなことで、1つの町ではできないというようなこれは大きな課題でございますので、皆野町さん、それから横瀬町さん、小鹿野町さんですとか、そういう4町でいろいろと協働しながら行っております。長瀬町も小さな町ですので、いろいろあれもやりたい、これもやりたいということが出てまいりますけれども、やはり1つの町ではできないというような事業は、周辺の町と協働で行っていくというのが、これが一番知恵も出ますし、お金も出てまいりますので、そのようなことで行わせていただいております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 回数が来ていますので、満足いきませんけれども、次に進みたいと思います。

2番目、緑の村開発事業について、産業観光課長にお伺いをいたします。

豊かな緑の保全と活用により農業従事者の所得の向上を図り、住民の余暇活動の健全な発展を通じ、都市住民の農業に対する理解を深めるため、昭和55年に長瀬町緑の村が設置されました。当時の緑の村開発

事業には多額の補助金が使用され、プールやその他の施設の整備が行われましたが、現在では自然環境活用センター、野外運動施設は使用されておらず、役目が終了したのだと思います。町としても事業の検証を行う必要があると考えます。

そこで、緑の村整備で事業化に要した当初の費用内訳を示していただきたい。

次に、緑の村の維持管理などの経費は、今までどのぐらいの費用がかかったのか、お伺いします。

また、費用対効果などの検証は行ったのか。

また、減価償却資産の耐用年数は何年度までなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 関口議員の緑の村開発事業についてのご質問にお答えいたします。

初めに、緑の村整備で事業化に要した当初の費用内訳についてでございますが、緑の村の開発事業は、昭和54年度に着手し、昭和57年度までの4年間に国や県の補助金を活用し、事業化に必要な施設整備を実施いたしました。その施設整備に要した事業費の総額は3億6,700万円でございます。

費用の負担区分につきましては、国庫補助金が1億5,300万、県補助金が3,200万、一般財源が1億8,200万円で、この一般財源のうち1億1,100万円が起債でございます。

次に、緑の村維持管理などの経費はどのぐらいの費用がかかったのかについてでございますが、緑の村開発事業に着手した昭和54年度から平成27年度までの37年間に要した緑の村関連事業費は、総額12億3,300万円でございます。その総額から先ほど申し上げました当初の施設整備費の3億6,700万円を差し引いた8億6,600万円が平成27年度までに要した緑の村の維持管理経費の総額となります。

このうち3億4,400万円がプール事業に要した維持管理費となりますが、プール事業における入場料等の収入が1億3,100万円ございましたので、その額を差し引いた2億1,300万円が実質的な町の持ち出し分となります。

次に、費用対効果などの検証は行ったかについてでございますが、通常民間企業であれば、その事業にどれだけの費用をかけ、幾らの収益が見込めるかでその事業の費用対効果を検証することとなりますが、行政機関が行う公共工事においては、その事業にかかる費用と収益の関係だけでは費用対効果の検証にならないものがほとんどでございます。緑の村のプール事業においても、設置目的の一つである経済効果を含めて検証する必要があると思いますが、この事業の計画段階においてどのような検証がなされたかを確認する手だてがございませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、プールを開設した昭和56年当時は近隣に同様の施設がなかったこともあり、長瀬を代表する夏の観光スポットとして年間5万人を超える利用者があったことを鑑みますと、プール事業が町全体にもたらした経済効果は大きなものがあったと認識しております。

また、開設から20年経過した平成13年度に浄化施設の大規模な改修が必要となったプールを次年度以降継続するか、閉鎖するかを判断する際には、老朽化した施設の改修や維持管理に要する経費と利用状況や収益などを総合的に検証し、閉鎖することといたしました。

最後に、減価償却資産の耐用年数は何年度までかについてでございますが、自然環境活用センター及び野外運動施設の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく施設の構造や用途から、両施設とも38年となっております。また、建築年度が両施設とも昭和55年度でございますので、それに38年を加えた平成30年度が耐用年数の最終年度ということになります。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口議員。

○7番（関口雅敬君） 相当昔の資料を引き出し、課長には答弁をしていただきました。

そこで、私は、この緑の村開発事業、今補助金発表してもらいました。かなりの当初はこの金額というのはもう相当大きな金額だったと思います。そこで、それだけの費用を投じて、費用対効果は民間とは違って検証はできないというお話だったようですけれども、そういう今までの事業を含めて、ではもう一度私は整理してお聞きをしたいと思うのですけれども、この例えばプール一つを取り上げて、今金額を言っただけではありません。補助金で運用して今まで、平成13年からプールはもうやっていないという話で、あと来年までだということなのでしょう。年間350万かかっているということをいろいろ加味しての質問なのですけれども、どう言ったらいいでしょう。この補助金を使ってやってきて、今度平成30年度でプールのあれも終わるといったときに、今度あのプールは地主につけたまま返せるのか、それとも壊すのであればまた相当の費用がかかってきます。そこで、私は、このプールがどうのこうのはいいのです。このプールの緑の村開発事業を皆さんが先人から受け継いできて、このプールの事業大事だったでしょう。当時私も、子育てのときにあの流れるプール、一生懸命通いました。子供があそこで遊びました。そういうところでは、その当時はよかったです。

だけれども、今ここで振り返って考えれば、どうでしょう。これからの費用を考えたら、相当のまた額がかかってくるということからして、私がこの質問をしたいのは、皆さんに、ここに執行部の皆さんにしっかり聞いてもらいたいのは、補助金を使って事業を進めると、最後経費まで考えてやっていないと相当、100%国からもらった補助金だからいいでしょう。先ほども9番議員がやったふれ愛ベース長瀬も、補助金が今までにない補助金だからいいでしょう。そうではなく、もっといろいろ考えて、経費も考えて、本当にその事業でいいのかどうかを私は聞くためにこの質問を出させてもらいました。

観光課長だけではなくて、健康福祉課も、特に企画財政課長にはこういうのを考えてもらって企画してもらわないと、この緑の村事業についても、これからまだお金が相当かかる、大丈夫なのかどうか。

とりあえず、あのプールは壊して返すのか、壊さないでそのまま地主に、はい終わったからお世話になりましたで返せるのかどうかを1点。

この先の補助金を使っての公共事業は、少子高齢化が進むのだから、そして先日ここに長瀬町公共施設総合管理計画というのが私たちに配付されました。これをつくったのは企画財政課だと、ここに一番後ろに発行元、発行者が書いてあるから、それでいけば、企画財政課長がここに一生懸命書いてくれた1ページ目の文章、皆さんよく読んで、次からの事業に挑んでもらいたい。長瀬町は、もう本当に保健センター、中央公民館、改修、管理したいけれども、財源が厳しいという中でこれから少子高齢化が進んでいくのだから、この緑の村の補助金の使い方をもう一度皆さんが検証をして、次の世代に借金、あるいはそういうものが受け継がれないように。いいのです、ふれ愛ベース長瀬を別に反対しているわけではないです。あれを大事に活用がずっとできるのならば、私はいいと思います。そういう検証をしっかりし、そしてランニングコストがどのぐらいかかっているのかも検証しないと。

ある事業で、私は、財源が厳しいのだからこれをしたほうがいいよと言ったら、いや大丈夫だと言って、口が渴かないうちに財源が厳しいからボランティアでという話もあるから、特に私はこれ出しました。観光課長に答えてもらえるのは、緑の村のプールの後始末。思っている、地主と交渉はしていないでしょうから、考え方を述べてもらったのでいいです。特にさっきも言うように、ほかの皆さんには、これから補助金を使って事業をやっていくには、今観光課長がこれから答える、そういう答弁をしっかりと聞いて、

これで検証に当たるのだと思うのですから、ぜひ聞いていてください。観光課長、お願いします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

プールを解体するか、そのまま返すかというご質問でございますが、プールの跡地の活用につきましては、耐用年数を経過しますと補助金等の制限がなくなり、利用目的も自由に選択することができますが、新たに事業を行おうとすれば多額の費用も伴うこととなりますので、費用対効果の検証をしっかりとした上で、最少の経費で最大の効果が上げられるような活用方法を、地権者である秩父鉄道を初め観光協会や関係団体の意見もお聞きしながら慎重に検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） もうこれで最後になって、これ以上聞いていっても答えは多分出てこないの。

今の答弁でいきますと、あそこにもう建物も建ってプールもできて、それずっと使っていて、もう使えないからやらないでいた施設を、今後地主である秩父鉄道、あるいは観光協会ですか、観光協会は何か関係あるのかどうか、地主に。そういう方に、ではこれこのまま引き継ぎましょうといったって、秩父鉄道だっって、私が秩父鉄道の社長だったら、いや、これ置いておいてもらっても、ひょいとどかして置くわけにいかないから壊してくれないといったら、また相当な費用がかかっていくのだと思うのです。

だから、さっきも言ったように、このふれ愛ベース長瀬、あるいは魅力ある長瀬総合5カ年計画でいろいろ公園も何も進んでいる中で、この補助金の運用の仕方、最後までしっかりランニングコストを検証してやってくださいということをお口を酸っぱくして言っているの、皆さんによくわかるように今観光課長に答弁してもらっているの。私、今の答弁だと、秩父鉄道にこれから相談して、最少の経費で最大の効果ができるようにするとすると、何かあるのでしょうか。では、町長でいいです、答えてください。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

関口議員もご心配いただいているとおりでございまして、しかしながら、先人がつくっていただいた昭和53年当時は、日本も大変経済もよくて、行け行けどんどの時代でございました。いろいろと国のほうも、あれをやれ、これをやれということで、いろいろの事業を進めていただいたわけでございます。その中で、今現在大変な思いをしているわけでございますけれども、その当時つくられたものは、ほとんどが土地を借地でございます。土地をお借りしてつくったものがほとんどでございます。そうしたことを今現在、私たちもその反省の中で、これから進めてまいります事業につきましては、土地を借地ではなくて町で買い上げてやりましょうということで進めさせていただいております。

本当に緑の村につきましては、議員もおっしゃるとおりでございまして、これからどうしていったらよいかという頭を悩ませているところでございまして、その中で今後保健センターですとか公民館がもう耐用年数を過ぎてきているという中で、これをどうしようかということ、これからぜひ議員さんにもご相談に乗っていただいて進めていこうということで、今執行部としては話をさせていただいておりますので、どうぞ皆様方にもよいお知恵を拝借できたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

人口減少対策等について町長に伺います。

長瀨町では、特に少子化が進行しておりますが、今の時点では人口減少に歯どめがかかったと断言できるような結果は出ておりません。しかしながら、昨年には総合戦略や人口ビジョンといった計画が策定され、人口減少を緩和できるような施策を展開していくことと存じます。そういった中、今までもさまざまな施策を講じておりますが、それらの各種事業の経過状況や新たな事業等について伺います。

1、町営住宅の入居状況と今後の活用について、2、根岸団地跡地の今後の活用について、3、若者移住定住促進施策の経過と効果、今後の施策について、4、新たな少子化対策について、伺わせていただきます。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、まだ人口減少に歯どめがかかっている状況ではございません。平成28年度の人口動態では、出生数が34人、亡くなられた方が123人で、自然動態ではマイナス89人、また転入者348人、転出者360人で、社会動態ではマイナス12人となっております。この数字からも、自然動態の減少が多く、出生数を死亡数が大幅に上回っております。社会動態では、平成24年度はマイナス69人でしたが、昨年度はマイナス12人と減少幅が小さくなっております。このことは、住宅取得奨励補助事業など移住定住に関する事業が徐々に浸透してきているのではないかと分析をしております。自然動態の減少が大きいことから、これからは特に出生数の増加を目指すことが喫緊の課題であると考えております。

それでは、1つ目の町営住宅の入居状況と今後の活用についてでございますが、現在町で管理しております町営住宅は4団地、84戸でございます。内訳は、蔵宮団地が2戸、根岸団地が2戸、塚越団地が50戸、袋団地が30戸でございます。入居状況は、5月末で84戸中71戸の入居でございます。

今後の活用についてでございますが、平成23年度に作成いたしました長瀨町町営住宅長寿命化計画に基づき、平成25年度から塚越団地の外壁等改修工事を実施しております。塚越団地終了後に袋団地外壁等の改修工事を行う予定でございます。また、空き家対策のモデルケースといたしまして、塚越団地内の1棟を現在の入居希望者のニーズに合うようリニューアルにして検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の根岸団地跡地の今後の活用についてでございますが、平成18年度に空き家が多くなり、治安や防犯の面から、20戸中14戸、平成23年度中に1戸、平成26年度中に3戸、公営住宅の用途廃止をし、取り壊しました。団地にはまだ2軒の入居者がおり、活用計画できない状態でございます。この2軒に対しまして、他の町営住宅への移転についてお話をしておりますが、なかなか進展をしない状況でございます。このようなことから、入居者がいなくなった時点で活用計画を考えてまいりたいと思います。

3つ目の若者移住定住促進施策の経過と効果のご質問でございますが、町では子育て世代への施策も含め、多くの事業を展開しております。住宅支援関係では、住宅取得奨励補助事業、町営住宅の運営、住宅リフォームの助成事業、空き家バンク事業などを実施し、子育て支援では、出産や子育て世帯への訪問相談、乳幼児健診、不妊・不育支援、子育て支援の支援金の給付や、こども医療費を高校生まで無償化などの事業を実施しております。また、教育関係では、入学祝い金や給食費の補助、通学定期代の一部補助を中学生から高校生まで拡大、また今年度から実施予定の放課後子ども教室の実施に向けた検討など多くの

事業を展開しており、若者世帯への効果はある程度あったのではないかと感じております。

住宅取得奨励事業では、平成25年度から平成28年度まで76件、226人の利用があり、うち町外からの転入が45件、111人、そのうち子供が31人と、多くの方が転入し、その効果は十分にあったかと思えます。この制度は5年間の事業で、本年度で終了する事業となりますが、効果が高い事業ですので、来年度からさらに充実した事業として実施するよう担当課には伝えたとところでございます。

また、昨年度は埼玉県の支援を受け、移住定住フェアや1日体験ツアーを実施し、体験ツアーでは36名の参加があり、移住定住のPRを行ったところでございます。あわせて、PR冊子の概要版を3万部作成し、都内にあります埼玉県で設置しましたアグリライフサポートセンターや町観光協会、県庁窓口などに置き、配布していただき、PRを図っているところでございます。今後キャンペーン等でも配布する予定でございます。本年度も地方創生推進交付金を活用し、移住定住体験事業を実施し、移住定住の促進を図ってまいります。

4つ目の新たな少子化対策についてのご質問でございますが、先ほども人口動態の数字を述べさせていただきましたが、自然動態のマイナスが大きく、出生数もここ5年の平均では34.2人であり、出生数をふやす対策は喫緊の課題であると痛切に感じております。合計特殊出生率を見ますと、平成27年は平成26年の1.08から、また過去10年間の最小であった平成22年の0.89から1.27と数値は上昇しておりますが、県内平均の1.39を下回っている状況となっております。

このため、昨年度は人口の減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を図るため、役場内部にプロジェクトチームを設置し、若者の定住と子育て支援に関して施策展開の提案を受けております。提案を受けた事業のうち、放課後児童クラブ室保育料の軽減、高校生の通学費負担の軽減につきましては、平成29年度事業として実現しております。さらに、今年度建設いたします（仮称）ふれ愛ベース長瀬を拠点とした各種事業を検討してまいります。今後も若者に魅力的な定住施策、特に子育て支援策の充実を図り、2人目、3人目を産み育てられる町、子育てするなら長瀬町と言われるような少子化対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田君。

○4番（岩田 務君） 今回は質問を4つに分けるか迷いましたけれども、分けても同じような答弁になると思い、1つの質問とさせていただきますので、私からの再質問は4つ分ということで長くなることをご承知おきください。

ただいま答弁をいただきました。やはり人口減少に歯どめをかけるには、人口をふやすことを考えなければなりません。そして、人口をふやすには、転出者を減らし転入者をふやす、いわゆる社会増を目指すことと、死亡者を減らし出生者をふやすことで大幅な自然減を緩和させることですが、地域の特性を考えると、この2点を急速に変えることは到底できません。海外からの移民以外でこの国の高齢化を緩和するには子供をふやすしかありませんし、これから高齢になる方を支えていくのは、生まれてくる子供たちです。今までもこれらのことについて質問を繰り返してきましたが、今回は子供をふやす手段と若者が移住定住したくなる施策について質問の項目を活用し、人口減少を緩和できないかと考え、話しました。

まず、町営住宅の活用について、塚越団地の空室率の話もございましたが、現在収入基準というものが月額15万8,000円以下、入居要件としては、单身の方は昭和31年4月以降に生まれた者や障害のある方、また同居者に未就学児がいることが条件で、収入月額が21万4,000円以下まで緩和されますが、その後さまざまな条件をクリアできなければ、収入超過者として明け渡し努力義務が発生し、割り増し家賃が加算

されるようです。

ことしの3月に策定された、先ほどもお話で出ましたが、公共施設等総合管理計画を見ますと、団地につきましては建築後20年以上が経過しており、袋団地、塚越団地は長寿命化計画に基づき改修や修繕を実施しております。また、塚越団地は空室率の高さが懸念されますとあり、空室率の高い塚越団地は今後の住民ニーズに即した施設のあり方について検討しますと記載があります。先ほども町長のほうからも空き家としてリニューアルという話もおっしゃっていましたが、それは現時点の一案として今後検討していただければいいと思いますが、塚越団地は35年前後現在たっており、蔵宮、根岸団地は45年から60年近くが経過しておりますが、塚越団地はせっかく長寿命化工事を実施しても入居者がいないのであれば無駄遣いといしか言えません。こういったことから、町としては公営住宅をどうしていきたいのか、活用したいのか、なくす方向で考えているのかと思い、質問いたしました。

塚越団地ばかりになります。これは空室率というか、空き家が多いということで、こちらは平成26年と28年で1,200万円程度かけて外壁等の改修工事をしているわけですし、今ある公共施設を利活用する面から考えても、町としても若者に移住してもらうためにもこれを生かさないとはいけません。

そこで伺いたいのは、町として考えている空室率の高い理由というのはどんなことでしょうか。もしこれが、そもそも論である建物自体のつくりが古いからや立地条件が悪い等の理由であるならば、長寿命化をしても入居者はふえることはないのではないのでしょうか。しかしながら、入居要件や収入基準などが問題なのであれば、緩和できるようにすればいいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、1点目は、塚越団地についての空室率が多い理由、2点目は町営住宅に入居している方に住み心地などについてアンケートや意見を聞くなど調査をしたことがあるのか、3点目は入居要件の緩和等は考えていないのか。町営住宅については、こちらについても一度伺います。

次に、根岸団地の跡地の活用についてですが、先ほど、現在の時点では活用できない状況とおっしゃっていましたが、蔵宮団地、こちらも現在2軒住んでいる住宅がありますが、それ以外の跡地は分譲して販売していると思います。そういったことから、根岸団地の跡地も現時点で例えば分譲販売することができないことはないと思いますが、こちらについてはどうお考えでしょうか。

次に、今ちょっと蔵宮団地の話が出ましたが、分譲販売以前にしていると思いますが、1カ所、ごみ箱の裏のコミュニティ掲示板の裏というのですか、こちらの区画が残っておりますけれども、こちらはもう販売はしていないのか、それとも買い手がつかないのか。いずれにしても、まだ町有地なのであれば、有効活用できる方法を考えなければなりません。こちらについて現在の状況をお聞かせください。

次に、若者の定住促進施策についてですけれども、移住・定住のPR冊子、こちらにつきまして、私は4月に寄居町の飲食店に置いてあるのを見ましたが、普通に行政関係の機関にお願いしましても、県北の地域の多くでは人口減少が進行しているわけで、好んで置いていただけてところは少ないと思います。

そういったことを考えると、やはり年間270万人が訪れる、当町では観光に訪れた、長瀬に興味を持った若者に配ることもできます。もちろん観光協会にお願いして、観光PRのついでに各地域で移住、定住のPRをしていただくのもいいと思います。

また、せっかく町のフェイスブックのページもありますので、そういったところも活用しながら、少しでも多くの情報を発信し、大勢の方に移住してもらうようにさらに努力していただきたいと思います。

住宅取得奨励補助金につきまして、こちらもお話が出ましたが、私が調べた結果では、隣の皆野町と比較してみました。これで、長瀬は非常に効果が出ているのかなと感じました。

それは、平成26年から28年の3年間の平均で比べてみましたが、長瀬町は申請58件に対し、町外からが37件で全体の63%、皆野町は申請67件で、町外からは6人で全体の約10%となっており、これらからも長瀬町にとっては施策の効果があるものと思いました。

こちらについても、ぜひ、先ほども事業が終わると言っていましたけれども、継続して移住者をふやしていただきたいと思います。

そこで、若者が移住、定住するための新たな施策もさらに進めていただきたいと思います。

若者に移住してもらう戦略をつくるには、今の若者はどういう状況なのかを把握していなければなりません。自分の20代のころを考えてもそうですが、最近の若者に聞いてもおおよそ答えは同じでした。20代前半では、家を建てるほどの収入はありませんし、銀行でも多額なお金は借りられません。交際相手などがいなければ実家にいればいいのかもかもしれませんが、これはあくまでも、社会人の若者が町外から移住するためにはどうしたらいいかということです。

例えばですが、実家は群馬県で上里町の工業団地に勤めています。観光に来てから長瀬町に住んでみたいと思った方がいらっしやうとします。まだ25歳なので、家はもちろん建てられない。独身なので町営住宅にも入れない。アパートの家賃6万円も厳しい。そのような方には、長瀬に引っ越したいと思っていただいてもかありません。町政を維持していくためにも、高齢者を支えていくためにも、こうした働く世代が長瀬には必要なのに、移住するための条件がそろいません。

そういった中、ひたちなか市などでは、民間の賃貸住宅の家賃補助をしております。この市の場合、市営住宅を老朽化で廃止するかわりに、家賃2万円を上限として補助しておりますが、そのほかの自治体でも、民間の住宅や空き家の利用に対しても家賃補助や助成金を出しているところもあります。再質問になりますが、移住促進施策として、長瀬町でも家賃補助等はいかがでしょうか、ご意見を伺いたと思います。

最後の少子化対策についてですけれども、ここからは少し数字が多くなりますが、やはり長瀬町と皆野町を、平成17年から26年までの10年間を比べてみました。もちろん調べる資料で多少数値は前後しますが、まず平成27年の高齢化率は、長瀬約34%、皆野35%で、ほぼ同じ程度です。人口は、10年間を比べてみても、皆野町の約73%が長瀬町の人口で、これも10年間ほとんど変化はありません。

そういった中、社会減を比べてみますと、長瀬町の転入者は2,059人に対し転出者は2,536人で、477人が減少、皆野町は転入者が2,891人に対して転出者は3,715人で、824人減少しております。ということは、転入と転出の関係では、長瀬町が約19%減少、皆野町は22%の減少となっており、皆野町のほうが社会減が進行していると言えます。

次に、自然減では、長瀬は434人出生に対し死亡が1,145人、皆野は786人出生に対し1,690人が亡くなっております。これは、長瀬は亡くなる方に対し、38%が生まれてきて、皆野町は46.5%が生まれてきているという結果です。この数値でわかるように、長瀬では100人が亡くなって38人が生まれてきて、皆野では100人が亡くなりますが、46人が生まれてきているということになります。

今度は、合計特殊出生率を見ますと、平成17年から25年までの9年間で、長瀬町は平均1.02%ですが、皆野町は1.34%、長瀬の目標である1.40%までもう少しという数値になります。

こういったデータからも、町長の答弁にもありましたが、長瀬町の今後優先すべきことは、出生率を上げる施策、出生者数をふやすための施策だということは明白ではないでしょうか。

先月の社会福祉大会のときにも話が出ておりましたが、人口の構造は70年前とは激変しており、戦後の

1950年、高齢化率は4.9%、徐々に右肩上がりになり、2015年には26.8%、合計特殊出生率は1947年には4.54%でしたが、10年後の1957年ごろには2%程度まで激減し、その後緩やかに減少傾向となり、2015年には1.45%となっております。今の長瀬町は1.01%でございます。

高齢化だけが悪いというわけではありませんが、年金問題でもわかるように、この国の中では、働いている現役世代が引退した世代を支える仕組みになっているのが実際のところでありまして、医療の発展から平均寿命が延び続け、生まれてくる子が減っている状態では、社会としてさまざまなことが成り立たなくなってしまうと思います。こういったことから、町として、何度も言いますが、子供をふやすことを本気で考えなければなりません。

以前にも話しましたが、子供の理想の数と現実では、理想の数は3人の方は54.8%ですが、実際には9.7%しか実現している方はいません。また、理想は、2人の方は37.1%に対し、実際は58.1%の方が2人のお子さんでとどまっているという状態です。

こういったことから、3人目からの支援を強化することで、皆さんの理想の数を産んでいただければ、出生率の目標値をクリアすることもでき、長瀬町の高齢化率も緩和され、人口減少に歯止めをかけることができるのではないのでしょうか。

そこで、最後ですけれども、今回新たな少子化対策について質問させていただきましたが、例えば福島県の矢祭町では、第3子を出産された方には50万円のお祝い金、茨城県利根町では2人目で最大50万円、3人目で100万円の手当がいただけます。その他の自治体では、電動自転車の購入補助金や、おむつ1年分プレゼント、商品券などもあるようです。

もちろんお金や物ばかりが解決策ではないと思いますが、子育て世代に聞いてみると、こういったものはインパクトがあるようで、それなら3人目を考えてみようという意見も多くありました。

今後の少子化対策について、今の話を聞いて何かご意見があれば伺います。お願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今のお話を伺っていると、岩田議員からいろいろなご提案をいただき、何かご提案いただいたような方法でいくと、子供がふえてくるのではないかなというような思いがいたしました。

しかしながら、大変細かな質問が多かったものですから、この細かな点につきましては各課長に回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、町営住宅をなくそうと思っているのかというようなお話がございましたので、この1点につきまして回答をさせていただきます。

当然子育て支援という観点からも、なくすということは考えておりません。その中で、塚越団地につきましては、今大変空き室があるわけですが、ここにつきましても、今現在進めております塚越の町営グラウンド、これが来年、30年度末には完了する予定となっております。そうしてまいりますと、大変今までよりもより環境が整ってくるかなという思いがしております。

その中で、岩田議員からもご提案がございましたけれども、所得基準をなくす、それから1人でも入れるというようなことをこれからは考えていかなければならないなという思いがしております。

これにつきましても、課長とも常々相談をしているところでございますけれども、まだ縛りがございまして、これを何とか解かなければという状況でございます。もうしばらく時間をいただき、このようなことをクリアさせていただき、塚越団地も塚越グラウンドができて、そしてあき待ちが出るような状況に持

っていければなど考えておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほども申し上げましたけれども、細かなことにつきましては課長のほうから答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、岩田議員の質問にお答えいたします。

塚越団地の空室に関してのことについてお答えいたします。

まず、アンケートをとったことがあるかというご質問ですが、こちらにつきましては、先ほど言いましたが、平成23年度に作成しました長寿命化計画を策定するに当たり、当時住宅に住んでいた方からアンケートをとっております。そのアンケートの中で、空室になる原因と思われる部分が、幾つか指摘されている部分がございます。

まず、塚越団地につきましては、間取りに関して不満があったようでございます。こちらにつきましては、構造上どこへ行くにも階段が必要な住宅になってしまいますので、そういったところに不満があったようでございます。それと、そういった関係上、結露、湿気が多いということでの不満であった点が多かったようでございます。

それから、塚越団地、先ほどから町長も言われておりますが、建設後時間がたっておりますので、どうしても建物が古くなってしまっている関係上、多少なりともそういった関係で応募される方が少なくなっているとも考えております。

それと、こちらの塚越団地につきましては、浴室はございますが、浴槽等そういった施設がございませんので、入居される方はそれを全部手当てをしますので、そこで初期の経費がかかってしまうので敬遠されている点があるのではないかとということも考えております。

それから、入居の基準でございますが、こちらにつきましては公営住宅法という法律に基づきましてやっております。国のほうでこの基準がありますので、それを緩和するというのには、いろいろ検討する必要があると思われま。何か検討があればと思います。

また、あと先ほどのアンケートですが、当時塚越団地に住まわれている方は、おおまかに言って7割の方が満足をしておられるというアンケートの結果が出ております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、蔵宮団地の分譲につきましては、今年度売却予定で準備を進めているところでございます。今年度販売をしたいと思います。

それと、根岸団地の今後の活用方法についてでございますが、先ほど町長からも話がありましたように、まだ2軒住んでおります。今後活用計画はしていくわけですが、根岸団地の面積が約4,700平米ほどあります。町の所有の土地としては、利用可能な土地としてはある程度の広さがあります。そういうことから、例えば小さな企業であれば工場等の建設も可能でありまして、工場ができれば雇用の創出にもなると考えられます。また、宅地分譲ということになれば、分譲も可能であるかと思います。

また、そのほかにも、公園や公共施設の建設等も可能である面積でございますので、今後総合的に検討してまいりたいと考えております。

それから、定住促進の関係で、PRについてもっといろいろなところで活用したらどうかということで

ございますが、町としましても、いろいろなものを使って情報を発信していきたいと考えております。

それと、住宅取得補助金についてですが、ことしで切れるわけですが、町長からも話があったように、いい事業ですので、なるべく拡充しまして、来年度からも続けるようにということで言われておりますので、今現在課内で検討しているところでございます。

それと、民間住宅の家賃補助についてでございますが、これは役場の中に設置しましたプロジェクトチームの中でもこういう案がございました。今検討中でございますが、これも今後の課題として受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、岩田議員の質問にお答えいたします。健康福祉課でっております少子化対策についてお答えしたいと思います。

出産祝い金関係でございますが、長瀬町については現在2万円という形を出しております。昨年度は34件の交付がございまして、68万円を支出しております。こちらにつきまして、金額の増加につきましては、一時金ですので、一時金が定住につながるかどうかというところまで含めまして今後の検討課題とさせていただきますと考えております。

また、2人目、3人目を産んでという形で、町長のほうからも答弁がございましたとおり、そういうまちづくりにしたいということで、3月の議会に放課後児童クラブ室の保育料の軽減の議案を出させていただきました。6月から執行しております。今まで、同時に入室している場合の2人目を半額というものから、カウントを高校生世代18歳からカウントして、2人目は半額、3人目以降は無料という形を6月から行っております。

それから、未来づくりプロジェクトチームというものの中から提案があったというものの中で、うちの健康福祉課関係の提案もございまして、その辺も含めまして、今後少子化対策、どういう形でとれるのかどうかということを考えていければと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田です。

まず、町営住宅の件ですけれども、23年度にアンケートを行っているということでございますので、そういった意見をしっかりと反映して、課題を解決できるようにしていただければと思います。

また、入居要件の緩和についてでございますけれども、こちら先ほど公営住宅法、このことが出ましたが、公営住宅法などを地方分権改革の中で検討を進め、平成25年に地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、第1次一括法による改正で、公営住宅の入居資格基準は、従来は国の政令で全国一律に規定されていたが、公営住宅法の改正により、地方公共団体が国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能になったようです。

そういった中で、多分長瀬町も裁量段階の対象範囲にDV被害者等を追加するなどしたのだと思いますが、ほかの自治体では、さらに子育て世帯や特定地域の方の入居収入基準を25万9,000円まで緩和しているところや、未就学児ではなく中学校卒業までの児童生徒がいる世帯、また18歳未満の多子世帯まで拡大した自治体もあります。離職者の単身入居を可能にしたところもございます。

こういった入居要件を緩和することにより子育て世帯の賃貸住宅の選択肢を広げるとともに、民間住宅

の低い金額で入居できることから、子育て世代の経済的負担の軽減につなげているとのこと。

例えばですが、18歳から30歳までの社会人で働いている方は、単身でも入れるようにしてもいいのではないのでしょうか。そこから結婚して長瀬に家をつくってもらえるように、フォローもしっかりしてあげればいいと思います。

また、最近では、公営住宅をリノベーション、リフォームより大規模に改修をして、子育て世代のニーズに沿ったものになっている自治体もございます。第1次一括法による条例制定権の拡大の意義、効果の中には、地域の特性に応じた特色ある条例の制定を通じて、公営住宅等の有効活用ということも明記されております。長瀬町としても、地域の実情に応じ町の条例を改正すればいいことで、これはできないではなく、やるかやらないかということだけだと思います。条例改正やリノベーションなどによる塚越団地の利活用について、もう一度ご意見をいただければと思います。これが1点。

また、根岸団地につきましては、ぜひ土地の有効活用のためにも早急に判断していただきたいと思います。

なぜ分譲の話をするのかといいますと、たまに長瀬にお店を出したいという相談もありますけれども、長瀬で家を建てられるところはどこにあるのかという話もよく耳にします。

もちろん新たに家が建っているところもありますが、分譲販売しているような土地が、ほかの地域と比べると長瀬は少ないように感じます。秩父市では、最近市の担当課名で分譲地の看板がよく目につきます。やはり移住や定住をするためには、アパートなどの住宅や家を建てる場所がなければ引っ越しはできません。

例えば町有地ではありませんけれども、5区の以前西武のテニスコートがあった場所などもずっと放置されておりますが、あそこなども働きかけをしていただいで、分譲販売とか活用をしていただければ、家も結構建つのではないかなと思います。そういったことで、根岸団地につきましては、今後早目に対応をお願いしたいと思います。

若者の定住促進施策についてですけれども、先ほどご提案させていただいた家賃補助等の件ですけれども、以前にもお話ししましたが、町で新たに町営住宅を建てるのは財政上厳しくても、例えばこちら18歳から25歳までは月々3万円、25歳から30歳までは2万円を補助するなどすれば、民間住宅に若者が入居するための条件として厳しい理由である金銭的な問題が緩和されます。さらに、公営住宅ではありませんので、毎月町として維持管理費がかかるわけでもなく、実際の建物の修繕費なども町が払うわけではありません。また、空き家等の利用促進にもつながると思いますので、政策として進めてみる価値はあると思います。そして、この政策を通じて、移住してきた若者たちが将来結婚し、長瀬町に家を建て、永住していただけるまでの移住、出会い、結婚、定住までの施策を考えるのが、昨今の行政の役割ではないでしょうか。

ちなみに、NTTデータ経営研究所の小規模市町村における移住・定住の要因と生活状況に関する調査の資料を見ますと、移住・定住施策で最も効果があるのは子育て支援で、期待されるのは芸術家などの誘致だということです。内容につきましては、後でネットで検索していただければと思います。

今後の若者移住定住促進施策について、町の方向性など、もし何かあれば、こちらについてもご意見を伺えればと思います。

最後に、子育て支援関係ですけれども、新たな少子化対策について答弁と、現在の少子化対策についても答弁をいただきましたが、矢祭町、先ほどの町は人口6,000人を割っている町ですけれども、子育てサ

ポート日本一を掲げ、平成23年の合計特殊出生率は1.72%でしたが、平成25年には2.23%となり、プラス0.51%と、町独自の支援施策が結果にあらわれているようです。

その中でも好評なのが、先ほどお話しした「すこやか赤ちゃん誕生祝金」は、健全育成奨励金とあわせ、第1子、第2子でも10万円、3子が100万円、4子150万円、5子以降は200万円を支給しており、人口増につながる第3子以降に大きく増額されるというのが特徴ということが新聞にも書かれておりました。また、こういったお金を一度に渡してしまうと転出してしまう可能性もあるために、何年かに分けて支払うなどの工夫もしているようです。

町としても、もし進めていくのであれば、この子供たちがしっかりと町に定住してくれるような施策を考えていかなければなりません。

茨城県の利根町も同様の施策を展開しておりますが、人口1万6,000人程度ですけれども、現在の高齢化率は39.9%、出生率は1.01%、長瀬町よりも高齢化が進んでいる町の様です。

町としても、さらに高齢化が進行する前に、本当に早急な施策が必要ではないでしょうか。今月の新聞にも、出生数100万人割れ、出生率1.44%に低下と出ておりました。長瀬町の総合戦略の目標値は、平成31年に1.4%です。これを達成させるためには、遅くとも来年、平成30年度には事業化させなければ間に合わないと思います。

今から60年前、高度成長期時代、1961年から1974年には、国の一般会計の決算額は2兆から19兆になりました。地方の会計も、毎年、前年比20%前後伸び続けてきました。それに伴い、先ほどからも心配されている箱物、またインフラが整備されてきました。

本当は、この時点で気づいていなければならなかったのだと思います。1947年の出生数は267万人、4.74%の出生率は下がり続け、1960年には160万人の出生数で2.0%前後の出生率を推移していたことを。多分1947年、男の平均余命50歳が右肩上がりで2011年には79.4歳になることは想像できなかったのかもしれない。

現在は、少子高齢化の状況で、建設費ではなく民生費や社会福祉費が増加しておりますが、これも時代の変化の中では仕方のないことかと思えます。

しかしながら、今はあらゆる経験をし、統計データ等もあり、テクノロジーも進化しております。時間は待ってくれません。さまざまな観点から、この少子高齢化をどうすることが望ましいのか、もう答えは出ていると思います。今が施策に打って出るときではないでしょうか。

最後になりますが、もう一度、先ほどお話ししたような件、全体的に何かご意見があれば伺わせていただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員からいろいろなご提案をいただきました。

いろいろな町ですとかからの事例をお話しいただいたわけですが、各町によっていろいろな条件が違うわけでございまして、あちらの自治体はこうしたことをやっているからこれを取り入れようとか、こちらの自治体もこういうことをやっているから取り入れようと、本当に皆さん、いいことを全て取り入れられればいいのですが、なかなかそういうわけにはいかないという現実がございます。そのような中で、取り入れられるようなご提案は取り入れさせていただきたいなと今思いながら聞かせていただきました。

公営住宅法の改定でございますけれども、これは本当に早急にやらなければならないなという思いがしております。規制緩和をして、塚越団地にあきがないようにこれからは進めてまいりたいと思っております。

す。

それから、根岸団地につきましてでございますけれども、これも早急にそうした企業を呼び込むか、それとも若者定住にしていくか、そのようなことは考えてまいりたいと思っております。

また、移住定住のお話も出てまいりました。昨年は、28年度は移住定住フェアということで、一日お越しただいて、町を見ていただき、空き家を見ていただいたわけでございますけれども、今年度は、今私が担当にお話をしておりますのは、1軒、空き家を町のほうで借り上げて、1年間ですとか半年そこに住んでいただき、長瀬町を知っていただき、定住に結びつけられればいいのではないかというお話をさせていただいております。当然家賃は町のほうで持つということで、そのほかにつきましては、ご本人に持たいただくような方法もいいのではないかということで、私としてはそういう話をさせていただき、その方向に行きたいなという思いで今現在お話をさせていただいているところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、矢祭町の話が出てまいりました。矢祭町は、非常に条件の整ったところなのですね。道路網ですとか企業立地も大分できておりますし、そういった中でいろいろといい施策をやっているようでございますけれども、長瀬町といたしましても、少しでも追いつくような形でできればいいなと思って聞いたところでございます。

いずれにいたしましても、第二小学校の子供さんが大変少ないということ、これが一番の喫緊の課題でございまして、その中で塚越団地につきまして、これからしっかりと前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

- 議長（染野光谷君） 暫時休憩。
〔「議長、何時までですか」と言う人あり〕
○議長（染野光谷君） 次は、11時20分です。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

- 議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 議長（染野光谷君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

- 5番（村田徹也君） 町の長期計画について町長にお伺いします。

町では、現在の社会情勢等の変化に対応しながら、基本構想に掲げた将来像を実現するため、平成38年度を目標とする新たな第5次長瀬町総合振興計画を策定しました。計画なくして現状の維持や発展はあり得ませんが、本計画は達成度100%を目指すものなのでしょうか。内容を拝見しますと、抽象的な文言や実現の可能性を疑問視させられるような箇所が見受けられます。策定に当たっての基本的な考え方について伺います。

さらに、この計画の施策の大綱の一つに、町民と行政の協働が示されていますが、本計画の町民への周知徹底はどのような手だてで行い、この協働を実現していくのか、伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、第5次長瀬町総合振興計画は、達成度100%を目指すものなのかとのご質問でございますが、総合振興計画は長瀬町がこれから進むべき方向を策定したグランドデザイン、全体構想であり、町の最上位に位置づけられた計画でございます。

計画の実現を目指す中で、社会情勢の変動など大きな動きがあり、目標の達成ができないこともあり得るかと思いますが、現段階では目標はあくまで100%でございます。計画を策定する段階で、目標を50%でもよいということでは達成はできません。あくまでも目標の達成に向け各種事業を実行していくこととなります。

次に、策定に当たっての基本的な考え方でございますが、基本理念にもございますが、「はつらつ長瀬」「人も社会も自然もすべてが健康で、はつらつとしている長瀬をつくろう」の考えを継承しつつ、いつまでも暮らしたいまち、いつまでも活力のあるまち、いつまでも輝き続けるまちを目指すことを基本的な考えとしています。

そして、平成27年度に策定いたしました人口ビジョン総合戦略を主要事業として位置づけ、人口減少の抑制を図り、誰もが住みやすく、また子育てしやすいまちを目指すことを主要施策として策定したものでございます。

最後に、本計画の町民への周知徹底は、どのような手だてで行い、その協働を実現していくのかとのご質問でございますが、この計画策定後に、広報ながとろ5月号で、「町のホームページに掲載し、また、役場にも閲覧用の冊子を備えております」と、その旨お知らせをし、周知を図っているところでございます。

協働の実現につきましては、他の項目と同様、この計画に基づき協働が図れるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、第5次長瀬町総合振興計画は、平成28年度予算で業務委託料634万円、そのほかに審議会の委員さんの報酬として39万1,000円ということで、約673万円かかった冊子ということでよろしいのでしょうか。

ここで、これ、長瀬町のはつらつプランです。概要版と本計画ということで我々見させていただきました。これが振興計画の案として出されたものというふうなことで、多少文言は違っているようですが、当初のこれが案ということですか。

これは皆野町さんなのですけども、この皆野町さんの冊子はこんなふうな冊子になっております。これは、市町村の独自性ということがありますので、内容がというのは構わないといいますが、これは長瀬町は長瀬町としてこれを作成したということは承知しておりますし、28年度予算でもう通ったことですので、これ仕方ないかなとは思いますが、これ予算、ちょっとわかりませんよ。この皆野町が幾らかかったかはわかりません。長瀬町では何部作成したのか、どういう範囲に配布するのか。

皆野町さんは300部作成しました。町民用に税務課で販売しております。私もこれ500円で買ってきまし

た。この冊子を500円で買ってきました。ということは、ちょっとわからないけれども、そこまで聞いていませんけれども、300部で五三、十五、150万円ぐらいの予算をかけたのではないのかなということになりますと、ちょっと長瀬町の冊子は500万円ぐらいお金がかかっているというふうなことなので、できてしまったものをああこう言っても仕方ありませんが、少なくともこの修正版と、このできたものの中間あたりののでよかったのではないのかなというふうな、これは要するに財政の健全化ということから考えて、予算の削減ということでよかったのではないのかなと。これつくってしまったのだから仕方ありませんが、その辺について答弁をお願いします。

それから、町民への広報、広聴活動というのが、この冊子の中にも載っています。町民への広報、広聴活動をしっかり行うというようなことなのですが、これ役場に来て閲覧できるというふうなお話なのですが、なかなか役場に来て閲覧をするというのは難しい。これは貸し出しはしているのかどうか。

それから、インターネットで見られるというふうなことなのですが、長瀬町に2,900世帯ありますが、なかなかインターネットでというのは非常に厳しい。確かにインターネットで仕事をしながらでも見られるというようなことはあるのですが、もう少しほかの方法は考えられなかったのかというふうなことについてお伺いします。

それから、私的には、できれば長瀬町の骨子となる重要な計画ですので、とにかく町の方向性を示すブランドデザインというふうなことであれば、考え方を改めて、以前から言っていますが、住民への説明会と。来る人が少なかったというふうなことがあっても、これはいたし方ないだろうと。町民がそれほど長瀬町について一緒にやっという意識がないのだと考えれば仕方ないと思うのですが、そういう呼びかけがあってもしかるべきでなかったかなと。これからでもいいと思うのですが、住民への説明会と、こういうのは開催しないのかどうかという点。

それから、主に3点目になりますが、この冊子の内容を全部文言を調べました。全て熟読しました。その中に、何々を図りますとか、努力しますとか、推進しますとか、行いますとか、そんなような言葉が相当数あります。一覧表にしてやってみたのです。比較的、行います、実践します、実現しますというのは16項目でした。16項目。何々を図りますが41回、努めますが30回、推進しますが22回というふうなことで、あとは1回ずつとかいう言葉があるのですが、ほかの町村もそうです。横瀬町にも聞いてみました。こういうあくまでも計画なので、ここの動詞に当たる言葉ですか、行う、実践するとか、こういう動詞の使い方は何か意味があるのかどうか。先ほど町長が、100%の達成に向けて努力するというふうなお話でしたが、そここのところのちょっと動詞の言い回しで、これは行うのか、実施するのか、努めます、図りますか、ちょっと努めます、図りますというふうなのは、やっというとしますよという言葉にしかちょっと捉えられないので、その動詞の使い方といたしますか、この辺について。次の質問が多いのでここまでにしますが、3点ばかり答弁のほうをお願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点は、何部つくったのかというご質問、そして長瀬町では有償販売を考えているかどうかというお話でございました。

村田議員がおっしゃるとおり、予算額は634万円でございます。そして、業務内容や計画策定の支援、資料作成、会議などでの助言、また第4次総合振興計画検証の支援など、いろいろな部門でジャパンインターナショナル総合研究所にご指導を願ったところでございます。そして、第4次総合振興計画を検証し

た結果、達成率が80.1%でしたか、81%ぐらいでしたか、でございます。

先ほども質問の中でありました、答弁をさせていただきました中で、お話をさせていただきましたが、当然計画を実現をしたいということで目指すわけでございますが、社会情勢の変動や大きな動きがあったりしますと、これ目標がなかなか100%達成できるということではございません。これはいたし方がないことかなと思っております。しかしながら、努力はさせていただいているわけでございますので、そのようによろしく願いをいたします。

また、有償でというお話がございました。皆野町は500円でというお話でございますけれども、多分かった費用より安く販売しているのではないかなと思っております。長瀬町では、今のところ有償販売は行う予定はございません。長瀬町は100冊しかつくっておりませんので、販売をするというような状況にはないと思います。概要版を1,000部つくりましたので、こちらにつきましては、欲しい方には無料で配布しておりますので、いつでも町のほうにお越しいただければ、無料で配布をさせていただきます。

それから、計画の周知を図るために説明会を行う必要があるのではないかというお話でございますが、これにつきましては、以前から答弁させていただいておりますとおり住民説明会は现阶段では考えておりません。町のホームページの掲載や役場窓口での閲覧ができるようにしておりますので、こちらで周知を行っていきたいと思っております。

そしてまた、欲しい方には、この概要版を無料で提供させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それと、3は何でしたか。

〔「言い回しの動詞の」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） わかりました。基本構想及び基本計画は、町の進むべき方向を定めているもので、具体的なものを策定するのではございません。あくまでも町の将来像を策定しているものでございます。個々の事業につきましては、この基本計画の実現に向けた実施計画を策定し、3年ごとの見直しを行いながら事業を行うものでございます。したがって、基本計画では、あくまでも進むべき方向を計画しているものでございますので、抽象的な文章となっているところもあると思えます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ただいまの町長の答弁なのですけれども、やはり説明会は考えていないというふうなお話なのですけれども、私は親切ということでは、やはりそういうものが必要なのではないかなと。特に協働によるまちづくりといった場合に、役場に来れば説明しますよと。また、要するに概要版です。この概要版は、本当に内容的なものはよくわからない。こんなことをやるということはわかるのですが、その項目についてということが非常にわかりにくいというところで、これだけもらったのでは、概略しかつかめないかなというのがありますので、やはり今までの町長のいろいろなお話の中から、説明会とか、住民との対話というのですか、やらないよと言っていますが、そのほうが私は親切だと思いますので、耳を傾けていただく時期があれば、町民も、うん、なるほどなということはあると思えます。

もう少し詳しいというのですが、内容に突っ込んだところを質問したいと思います。PDCAというふうなことで、チェックというところの、これを見ますと現状と課題というのがあるわけですが、これがいわゆるPDCAで言えばチェックということになるのかなと思えますが、先ほど81%の達成率というふうなお話だったので、このチェックというのがもう少し前段階で詳しく載っていると、なるほ

どなど。例えば81%達成したと。こんなふうなところが達成率は81%だったとか触れていただければ、非常に見やすくなるなど。見やすくといいですか、そういうふうな感じがしますので、そんな点。

あと、本計画の細部について質問しますので、町長でなくても課長さんでも結構です。大変多いのでゆっくりちょっと言わせていただきます。

まず、私が「うう」というところだけちょっと質問させていただきます。

まず、1番目、地域に密着した商店街と大規模店との機能分担と相互連携を図り、地域商業の均衡ある発展に努めるとかいう文言、65ページです。これ以前も言いましたが、地域に密着した商店街と大規模店舗という言い回し、地域に密着した商店街、ちょっと見当たらないので、以前町長の答弁に、長瀬の観光商店街も商店街と、買い物に行ってくださいと言いますよというふうな答弁がありました。これ、「地域に密着した商店と」という言葉ならわかるのですが、「商店街と」という「街」が載っているということ、まず1点。

次、2点目、病院と診療所との適切な機能分担を行う。これ54ページ。診療所というのは長瀬にあるのですか。以前は、歯科診療所が本野上、私の居住する地域にありました。今はありません。診療所というのは、何を、どこを指しているのかちょっとわからない。計画の中にあるので、これ2点目。

3点目、これはわかるのですが、地域特性を生かし、特産品の開発、長瀬ブランドと、雇用につながる6次産業化の推進。これ62、63ページにまたがっています。これ、特産品の開発、長瀬ブランド、もうこれ何年も言い続けています。本当にこれ長瀬ブランドとして何かを開発して、5年後には、これは長瀬の特産品だというふうなことが出てくるのかどうか、ちょっと心配されますので、こんなふうな方向だというのがありましたら、お願いします。

4点目、居住空間と観光資源を結ぶことで、町民や観光客の回遊性を高め、にぎわいと魅力と活力ある町を云々という言葉があります。これは75ページです。「居住空間と観光資源を結ぶことで、町民や観光客の回遊性を高め」というこの文言が、ちょっと私には全然わかりません。ほかの人はわかるのかもしれませんが、この文言はどういう意味なのだかということがわからないので、計画にあるので質問します。

5番目、ページを先に言います。75ページ。歴史や文化、自然を生かした町並みの整備を行い、人が住み、人が行き交うまちづくり、これ75ページなのですが、歴史や文化、自然を生かした町並みの整備というふうなことなのですが、こちらのほうに概要版の土地利用の考え方というところに図面があるのですが、これ住宅地域とかいろいろ分かれていますのですが、これで見ると、ちょっと井戸とか岩田地区なんか余り、ほとんど居住地域になっていないのかなという気がするのですが、これからちょっと住宅をまとめたりするのか、そういうことではないと思うのですが、この意味ちょっとわからないので、歴史や文化、自然を生かした町並みの整備。

次、6番目、81ページ、道路の段差の解消とバリアフリー化。道路の段差の解消とバリアフリー化、どういうことを言っているのだか。これ意味はわかります。意味はわかりませんが、どこのどういうことを直していくのかというのが、ちょっと私の目と頭の中ではわからないので、道路の段差の解消とバリアフリー化。これは、高齢者とか障害者というところで何か出ているのですが。

次、7番目、89ページ、生物の多様性を確保と書いてある。生物の多様性を確保。多様性とは、これ意味を広辞苑で引いたら、「生き物たちの豊かな個性とつながりのこと」だそうです。「生物の多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのこと」を確保すると。けさもうちにイノシシが出て、ちょっと畑をかき回していきましたが、ちょっとこの多様性ということと、ちょっと私にはわかりません。

それから、次、103ページ、神楽や獅子舞等、これ回り念仏も出てきますが、後継者を育成し、後世に伝えるというふうなことなのですが、神楽の補助はやっていると思いますが、獅子舞は多分唐沢の獅子舞のことを言っているのかなと思いますが、ほとんど、もうこれ後世に伝える段階が非常に厳しくなっているという指導者のお話なのですが、これ天日干ししたりしているというふうなところは聞いていますが、獅子舞を復活させて後世に伝えていくのかどうか。

それから、次、89ページ、公害防止対策の実施というところで、これ一般的なことです、大気汚染、水質汚濁、騒音等を監視し、事業者及び町民への環境保全を云々ということが書いてあります。これ公害防止対策というのですが、長瀬町が、確かに道路際では騒音とか、また光化学スモッグが出たりということはあるのですが、これ計測器というのは長瀬町で持っているはかっているのですか。大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視ということですから、これ計測器があるのだと思うのですが、何台あって、どういうふう計測しているかということ。

それから、優良企業の誘致というのが67ページに載っています。これは前々回も私質問しましたが、優良企業の誘致、優良というのは、企業誘致ではなくて優良企業です。なかなか厳しい現状があると思いますが、優良でなくても企業誘致ができる計画なのか。

それから、一番重要なところなのですが、平成38年に人口7,000人を維持すると。これ目標ですよ。6月8日現在の長瀬町の人口が7,299人です。約7,300人。このまま減少率が11.6%で計算すると、平成38年は6,450人になるのです。目標値より500人減少するわけです。あと10年後ですか、500人は減っていくのだけれども、これ維持する。先ほど岩田議員のところでも答弁もありましたが、これをやっていくのだということ。大変多いのですが、内容的にこの実現がどうなのかということ、意味が私にはわからないというところで、以上の項目について質問します。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員、大変読破していただいたということで、細かいご質問をいただいておりますので、各課から課長に回答はさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、総合振興計画の基本計画でございますが、これは個々の細かい事業が載っているものではございません。あくまでも目標として目指すものを載せているものでございます。ですので、個々でこういうふうなことはどういうふうにするのかとかというのは、また個別計画のほうに載ってきます。例えば、先ほどありました道路の段差はどこだという、そういうことではなくて、町全体にあります道路の段差をなくしていけばバリアフリーにもなりますし、町民の方も障害者の方も安全で暮らしていけるのではないかなというような、そういう方向を決めますということです、個別計画につきましては、この下にあります各事業で展開するものでございますので、その辺はご承知おきいただきたいと思います。

まず企画財政課のほうですが、74ページのところの居住空間、それと魅力あるまちづくりの推進ということで、よくわからないということでございますが、まず居住空間というのは、自分が住んでいるところの場所であったり、広い意味では公園や学校、病院など身近な公共施設も含む環境となっております。ですので、長瀬町には、歴史や文化、豊かな自然もございます。こういう環境を生かして、住みやすい町、また長瀬に来てみたいというような、住んでいる人と観光客で活気のある町ができるようなまちづくりを目指していくために考えているものでございます。

それと、続いては……

〔「回遊性という言葉」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） ですので、先ほどありましたように、町にはいろいろな資源というか、自然があります。ですので、そういうところを回遊できるようなまちづくりをしていきたいと思いますということ。これは観光も全て含めてです。長瀬地区だけではなく、いろいろなところも回遊できるようなまちにしていきたいということで、計画をしていることでございます。

それと、あとは人口です。7,000人を7,300人に持っていくということでございますが、先ほども申しましたように、これはあくまでもそういうふうな方向でしていきたいという計画でございますので、その目標に向かっていろいろな事業を展開していくことになると思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

地域に密着した商店街と大規模店舗ということのご質問のようですが、商店街、ぱっと町の中を見ますと、長瀬の通りが商店街の形成をなしているかというふうに認識しております。大規模店舗といいますと、国道沿い等にありますが、長瀬町では大規模だというふうに思っております。

その辺を機能分散という形で、商店街は商店街なりのものを、ニーズに合ったものを、大規模店舗は大規模店舗のように合ったもの等を、消費者のニーズに合わせて、商工会等々と連携を図ってそのすみ分けをうまく活用して進めてまいればいいのかというふうに考えております。

以上でございます。

〔「時間がたっちゃうんで早くしてもらえませんか」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

54ページの病院や診療所などとの連携を強化し、地域医療体制の充実を図るというところの病院、診療所の言葉の定義のご質問かと思いますが、いわゆる病院は入院設備のある施設と考えてもらえればと思います。診療所はそれ以外の施設。あくまでも、先ほど言った歯科診療所というのは、何々クリニック、何々医院という名称の中の診療所ということですので、入院以外の医療機関は診療所という定義として考えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員の質問の81ページのバリアフリー化の推進についてですが、先ほど企画財政課長も答弁いたしました。これから整備していく場合にそういったことを、バリアフリー化を推進していきたいということになります。それに伴いまして、現在の歩道等段差があった場合の再整備をする場合にバリアフリー化をしていきたいという方向で持っていきたいということです。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、町民課の関係なのですが、89ページ、生物の多様性ということなのですが、先ほども議員さんのほうがおっしゃられましたイノシシですとか、鹿の害が大分出ております。ただ、鹿の肉なんかはジビエということで利活用なんかもできますので、適正な頭数というのは、何頭が

適正かというのではないのですけれども、外来生物は駆除はいたしますけれども、そういった関係で鹿ですとか、イノシシですとかのほうの保全を適正な管理として目指していきたいということで記載しております。

それから、公害の関係なのですが、大気汚染、水質汚濁、騒音なのですが、機械のほうは騒音器は1台、町のほうにございます。それから、大気汚染とか水質汚濁、これは水質汚濁は荒川の河川を年にたしか1回だったと思うのですが、2回でしたか、業者に頼んで委託のほうをしております。それから、大気汚染のほうは、機械等を購入して持っても維持管理が大分かかるということですので、苦情等がありましたら業者に委託するなり考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員の質問にお答えいたします。

長瀬町のブランドの取り組みについてということでございますが、現在特産品等を開発をしていただいているところを募っているところでございますが、前年度を言いますと1件の応募がありまして、紅茶等の特産品の開発をしていただいております。なかなかうまい手だてがなくて、今後も長瀬町の特産品をブランド化して世に出したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

103ページの神楽や獅子舞を初めとした伝統文化芸能や、そちらの後継者を育成し、後世に伝えるということでございますが、神楽、獅子舞。神楽でいいますと宝登山神楽、岩田神楽、獅子舞ですと唐沢の獅子舞、こちらは全て町の文化財の指定になっております。

まず、神楽につきましては……

〔「いいです」と言う人あり〕

○教育次長（福島賢一君） いいですか。獅子舞ですけれども、こちらのほうは幸いやった方がいまして、録音してあるCD、そちらもありますので、今後、来年度実施予定の放課後子ども教室の授業の中に、そういった後継者育成・文化財保存事業ということで、そういった事業を取り入れて子供たちに伝えていきたいと思っております。

また、第二小学校におきましては、そういった授業の中で伝統芸能の継承ということで行っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、まだありますけれども、細かい点については、またわからないことは個々に質問したいと思います。

次に移りますが、安全安心なまちについて、総務課長。

秩父地域は自然災害に見舞われにくい地域との認識がありますが、先般の大雪災害のような例もあり、今後災害に見舞われにくいとの保証はありません。

そこで、町主導の全町一斉防災訓練を実施すべきではないでしょうか。「町民が安心して快適に生活できるまち」を基本構想に掲げるなら、実施は不可欠です。さらに、避難所等の備品は確保されているのか、伺います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、村田議員の安全安心なまちについてのご質問にお答えいたします。

まず、防災訓練につきましては、地域の特性や地域住民の状況を把握している行政区、あるいは自主防災組織単位で行うほうが効果的であると考え、町としましては、自主防災組織等に対し長瀬町自主防災防犯組織活動費補助制度を活用した支援を行ってまいりました。

しかしながら、現状では、防災訓練を自主的に行っている地域と、事情により行えない地域で災害に対する格差が生じてしまっていることから、全町一斉防災訓練につきまして実施に向けて内容の調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、避難所の備品につきまして、現在総務課で管理しているものが、毛布、ブルーシート、非常用浄水装置、発電機、炊き出し用器材、非常用飲料用水、かんじき、ホットカーペット、アルミシート、LPガス、電話機、土のう袋となっております。

また、町民課で保有しているものが、蓄電池が長瀬町庁舎、中央公民館、保健センターに、教育委員会で管理しているものが、毛布が第一小学校、第二小学校、中学校に保管しております。

選挙管理委員会で管理しているものは、蓄電式照明、石油ストーブ、社会福祉協議会で管理しているものが布団セット、日用品セット、毛布、テント、災害用炊き出し釜となっております。

このほか、コーエイ株式会社と、災害発生時に仮設トイレ、ハウス、日用備品等を優先的に供給するという内容の災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定、NPO法人コメリ災害対策センターと、毛布や石油ストーブなどを優先的に供給する内容の災害時における物資供給に関する協定を締結しており、迅速に物資を調達できる体制を構築しております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、自主防災訓練をやっているところとやっていないところがあるというふうなお話で、実際に今現在やっているという区の把握できている数をお伺いしたいと思います。

なお、今後、なかなか進んでいかないので全町的に計画しているというふうなお話でしたので、ぜひそういう方向に持って行っていただけたらと思います。何にしても、防災訓練というのは有効な命を守る手だてということです。特に、いざというときに助け合いにつながると思います。

自分の区では、自主防災組織もできていないと思います。そんなふうなことで、やはり町で主導して防災訓練ということを行ってもらえば、長瀬住民は長瀬町だけに住んで回遊しているわけではないのです。よそに出たときということもあるわけです。当然東日本大震災でも、東京にいて被災した人もいます。歩いて途中まで帰ってきたけれども、電車が動かなかったとか、そういうこともあるわけですが、やっぱりこの防災訓練というのは非常に有効だと思いますので、ぜひ区長会を通じてでも各区でそういう避難訓練ができるようにしていただきたいと思います。

ちなみに、阪神・淡路大震災で、公助です。例えば消防隊とか、そういう人に人命を救助されたというのは何%だと思われませんか。2%ですよ、2%。2%しかない。98%は、自助・共助で命を救われたと。そういう98%は大部分ということですよ。やっぱりそれから考えると、これは非常に大切なことではないかなと。我々が外へ行ったときもそれが生かせるというふうなことになりますので、その点、ぜひ計画したら早目に進めていただけたらと思います。

時間もありませんので、もう一点ちょっと、何点か箇条で答えていただきます。

まず、各地区で1位の避難場所、区といいますか、地域の避難場所。この間、ごみゼロのときちょっと聞いたら、知らない人が多いのです。自分たちの居住する地域の避難場所がどこになっているのか。

それから、避難所、避難場所と避難所は違います。これ住民の周知・認識は大丈夫なのか。

それから、避難所のマークというのがよくあります。そういうマークは、その場所に設置されているのかどうか。当然観光客の方もいるところに災害が起こる場合もあるわけです。そういう場合に、長瀬の住民ならわかっているからいいけれども、そういう観光客の回遊性だとかそういうことを強調しているのですから、やはりそういう場所というのはマークとかそういうのが必要なのではないかなと、その点について。

あと、地域の消火栓、それから消火用ホース格納庫の所在というのは、地域でわかるのですが、これは住民の初期消火に活用できるのかどうか。ありますよね。消火栓のマークも道路にあたりします。それから、消火格納ホースがあります。あれが実際、初期消火に活用できるのかどうか。もし今後こういう防災訓練を行っていくのだとしたら、そういう訓練をも含めてやっていただければ。なかなか住民が初期消火といっても難しいと思いますが、今現在使えるのかどうか。

それから、防災の用品について、それから物資提供の締結がなされているというふうなことなので、飲料水なんかもそんなに蓄えておかなくても、もしかしたらコメリさんとか、そういうところと締結できているというお話です。

あとは、季節を問わずというのは、ストーブのこともあったのですが、電気を使わないストーブも備品としてあるわけです。例えば夏はうちわ、うちわなんかどうにかすぐなるだろうと思いますが、うちわとか、それから電源を必要としないストーブですか、あれはやはり東日本大震災のときも非常にストーブがなくて困ったというふうなことで、私も何台か運んだ記憶がありますが、やはりああいうものがないと、災害が起こったときに電源が入らないのですから、そういうものがあるのかどうか。これは避難場所ではなくて、避難所に設置できるような確保ができていくのかどうかということについて、もう一度伺います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず、避難所のマークにつきましては、それぞれ設置してございません。一応避難所等がわからないということでありまして、地震土砂災害ハザードマップを各世帯にお配りしてある中に避難所町内33カ所、場所と位置図は掲載しておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

それから、2点目の初期消火ということで消火栓マンホールのふた、まずマンホールのふたをあけるのに工具が必要でございまして、それは消防車にしかございません。

○5番（村田徹也君） いや、あきますよ。2カ所あけてみましたが、あきますよ。

○総務課長（横山和弘君） 重たいですけども、手であけられないこともないかと思いますが、

それから、中をのぞいてみますと、消火栓のバルブをひねる工具が必要なんですね。その工具が通常ですと消防自動車にしか搭載してありませんので、一般の行政区の方がそこから水を放水するというのはちょっと難しいことかと思えます。

それから、次に、飲料水につきましては、先ほど申し上げましたように協定等で締結しておりますけれども、大きな災害になりますと、運んでくる途中に何か道路遮断とかそういうこともございますので、飲料水はペットボトルとして、これも規定よりはちょっと少ないですけども、約4,000本備蓄しております。

す。

それから、自主防災訓練につきましては、先ほど申し上げましたように各地域で現在長瀬地区を中心にやっていただいて、6地区ほどやっていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように格差が生じておりますので、町のほうとして指導で一斉の防災訓練の実施に向けて今後取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、本当に短いところで、先ほども言いましたが、観光客の方がもし災害というときにそういうことは、例えば長瀬地区だけでもそういう防災、避難場所とか避難所という、これはお金はそんなかからないと思うのですけれども、こんなふうなのができるのではないのかというふうなこと。

あと、では消火ホースの格納庫は要らなくはないのですか、あれ。ホースの古いのがあって、上に何かかかっているのですが、あれ使えないわけですよ。実はうちのほうで、子供が歩いていて頭をけがしたのですよ。そこを直して、へこませてぶつからないようにしたりしたことがあるのですが、もし使わないのだとしたら、あれ撤去してしまってもいいあれなのかなという、ちょっとそこだけ。

あとは、防災用具の中に非常用工具であるとか、例えば段ボールなんかはとっておく必要ないだろうけれども、そういうのについてもそういう協定の中で送っていただけるというふうなことにしておけばいいのではないかなと、そこだけです。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

まず避難所というより避難場所というような形で申し上げたほうがよろしいかと思っておりますけれども、一時避難場所として広場というような形で、公園とか集会所の広場、そういうような場所につきましては、表示を今後考えていきたいと思っております。

それから、消火栓につきましては、地区の消火栓にちょっとバルブが、私も勘違いしております、消火栓につきましては、ひねるバルブがあるかどうかちょっと確認させていただいて、その状況を見させていただいて今後の仕様について考えていきたいと思っております。

それと、災害協定を結んでいる業者につきましては、今後もその供給していただく優先的供給を今後も維持していただくとともに、備品等の内容についてもいろいろ検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時10分

再開 午後1時10分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、村田議員の一般質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番。それでは、スポーツ推進について教育長にお伺いします。

町では、昭和59年に町民の心身の健全な発達を目的にスポーツ推進条例を制定しました。しかし、社会構造の変化や、趣味、娯楽の多様化などから、町民のスポーツ人口は年々減少の一途をたどっています。この条例の目的遂行のためには、活動場所の確保等予算的措置や開催行事の工夫などが必要です。スポーツ推進にかかわるスポーツ推進審議会にも諮問し、実効性のある計画を策定していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、町民の趣味発現や健康で生きがいを持ち活躍できるまち実現のためのスポーツ推進構想をお伺いします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員のご質問にお答えします。

国では、平成23年にスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、スポーツ基本法とするとともに、翌年にはスポーツ基本計画を策定しています。

スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であると考えられ、スポーツは青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会経済の活力の創造、日本の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うという理念を掲げています。

スポーツ基本計画では、この理念を実現するために、国、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者など、スポーツに関する多様な主体が、連携、協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくための取り組みが定められています。

これにより、埼玉県でもスポーツ推進計画を策定しております。当町においては、スポーツ推進計画は策定されていませんが、今後は、国、県の計画の内容を踏まえまして、町の最上位計画で本年3月に策定した、はつらつ長瀨プラン、第5次長瀨町総合振興計画との整合性を図りながら、町民の日ごろのスポーツについての考え方や活動状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、スポーツ推進審議会に意見、提言をいただき、これからのスポーツを推進するための構想として、長瀨町スポーツ推進計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番。それでは、ただいま教育長の答弁の中で、スポーツ推進計画をというふうなお話がありましたが。私もスポーツ推進審議委員のほうを長年やらせていただいておりますが、今までスポーツの推進に関する審議というのが余りなかったと、スポーツ表彰の件での会議にとどまっていたのではないかなと思いますので、ぜひスポーツ推進計画というのを策定すると、その場合に審議会のほうにも振っていただいてということをお願いしたいと思います。

なお、細かい点について。町では、社会人のスポーツ人口、ある程度の統計資料を持っているのかどうかという点、1点。

次に、スポーツ大会等のチーム数が減少して、種目によって違うと思いますけれども、ソフトボールとかそういう団体スポーツについては大分減っていると思います、チーム数なんか。以前はナイターで練習したりと、多いときは三十何チームも参加したりというのが、今2チームとか3チームと。それも、同じように大会を3回やっている。こういう大会の開催方法の工夫、また大会をしますと、それに補助金等を出したりすると思いますが、そんなふうなことを再考する必要があるのではないかなというふうなことを

考えますけれども、その点について。

あと1点、29年度保健体育総務費予算で、体育協会の予算を20%削減したというふうなことです。一部私のほうもスポ少の役をやっているもので、体協予算をスポ少にとられたというふうなことを言われます。いや、それはとったとかそういう問題ではないとは答えてあるのですが、実質的にはそういうことになったというふうなことで、体協とスポ少というのは別の団体ですので、なぜこのような話になったのかと。予算決定は、教育委員会だけでは済まないというふうなことはあろうかと思いますが、この予算減額という方法、どうしてこんなふうな方法になったのか。スポーツ推進と考えると反すると思いますので、その点について質問をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず、社会人のスポーツにかかわっている人たちの人数は把握しているかということですが、今のところ、スポ少と、それから体育協会に加盟している人ぐらいしか把握はしてございません。

それから、いろんなスポーツ大会に加盟している団体が、確かに議員さんの言われるように少なくなっております。教育長杯のソフトボール大会なんかも、昨年度は2チームでした。今年度は4チーム出してもらったのですけれども、教員と役場職員でチームをつくってもらい、また美里のほうから1団体参加してもらって、4チームでやりましたから、そんなところで、町内の人たちのスポーツにかかわるチームというのは全体に少なくなっていると思います。

それで、ただふえているのは、グランドゴルフ。このグランドゴルフについては、ある人の話ですけれども、20代、30代にスポーツでいろんなスポーツをやっていた人が、ずっとスライドして行って、50代、60代になってきて、今グランドゴルフにかかわるようになってきた。参加する人が多くなってきた。それで多くなってきている。そして、ここ何年かグランドゴルフの方々がいろんな要求を出して、まず、活動する場所がないとか、冬でもやってみたいというような、そういう要望がありますので、それについてなるべく希望をかなえられるようなことを考えております。

それから、最後の体協の予算なのですけれども、なかなか町でも予算がありません。何か工夫をというふうにして、議員の言われているような体協の予算をスポ少にとられたとか、そういうような感じで、実際にはそういうふうになってしまったのですけれども、一応体協の会長さんに相談しまして、体協でも加盟する人たちも少なくなっているから、幾らか融通してほしいなという話をしましたところ、こんな結果になったわけです。それだけスポ少の活動が活発になってきた。これからの長瀬町では可能性がいいのではないかな、そういう感じで、少しでもスポ少に役に立てるような方法というふうにして、こんな結果になったわけです。

以上です。

○議長（染野光谷君） 村田徹也君に申し上げます。発言時間の制限を超えていますので、簡素にお願いします。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、項目だけ教育長にお願いします。

まず、運動をする場所、グラウンド等の受益者負担ということは考えているかどうか。他の町村では受益者負担も多くなっているところがあると。

それから、過去にとらわれない新たなスポーツ行事。スポーツが嫌いな人もいる、苦手な人もいる。そ

んなふうなことから、新スポーツというものが大分、余り競わないような形のができたので、そんなふうなのを取り入れも考えるかどうか。

それから、健康寿命の支援のために散歩というのを、これもスポーツに考えれば、以前も言ったのですが、教育委員会として、大まかな地域に距離表示でもできるような、ここは1キロですよ、2キロですよというような散歩コースというのを設定すると、散歩する人の励みや、そんなふうなことで健康寿命を延ばせるのではないかと。

あと1点、町民体育大会がなくなって、かなりもう20年近く、15年ぐらいですか、ちょっと調べていないのですが、何らかの全町的なスポーツイベントを企画していけないかどうかについて。もしあったらお願いします。

○議長（染野光谷君） 村田徹也君に申し上げます。一般質問の制限時間を経過いたしましたので、これで終了いたします。

○議長（染野光谷君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 6番、野口です。

〔「聞こえない」と言う人あり〕

○6番（野口健二君） 歩道整備について建設課長にお伺いします。

宝登山の参道については、車の通行量も多いが、歩道が整備されているため、歩行者が安全に通行できます。しかし、その先の町道長瀬43号線である参道から秩父鉄道の駐車場までは、急に歩道がなくなり歩行者が大変危険な状態ですと先日地元の人からお聞きしました。

そこで、財政も厳しい、町の道路計画もあると思いますが、町道長瀬43号線の歩道整備についてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、野口議員の質問にお答えいたします。

町道長瀬43号線の歩道整備についてでございますが、平成13、14年に開催されました、長瀬六区会主催の町長との懇談会での席上でも、宝登山区長から、要望、提案として出されております。その後、現地調査を行い、現道の道路敷地が秩父鉄道の所有地であり、秩父鉄道との協議が必要なこと、起点側の縦断勾配が急なため、歩道整備を行った場合、階段ができてしまう可能性があるかと区長に回答をしております。

議員が言われるとおり、シーズンとなりますと、幹線3号線、宝登山の参道から長瀬43号線を通り、上の駐車場、ロープウエー、宝登山へのハイキングなどで歩く人が多く、また車両の通行も頻繁で、危険な道路であることは認識しております。長瀬を訪れます観光客や通行する人の安全安心を確保できるよう、道路の線形、幅員構成、歩道の整備方法等を考慮し検討していきたいと考えます。

また、地権者であります秩父鉄道とも協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 町から、建設課長から、大変前向きな言葉をいただきましてありがとうございます。

よろしく申し上げます。

簡単ですが、終わりにします。

○議長（染野光谷君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

〔「違うよ」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 答えるのか。

〔「井上議員」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 井上。はい、1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） 1番、井上です。観光トイレの増設について町長にお伺いします。

岩田観光トイレや長瀬アルプス観光トイレなどが新設されて、観光客ばかりでなく町民からも好評です。そこで、これからも計画的に増設することが必要と考えますが、トイレの整備には建築や維持管理に費用が必要なことから、利用頻度や適地選定など計画に基づいた整備が重要と考えます。

今後、トイレ整備に関する計画策定や計画に基づいた施設整備を進めていく考えがあるか伺います。

具体的には、北桜通りは町内でも有数の観光スポットとなっていますが、沿道には公衆トイレがありません。また、この路線は小学校の通学路にもなっていることから、トイレ整備が必要と思います。新設される考えがあるか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 井上議員の観光トイレの増設についてのご質問にお答えいたします。

観光トイレの整備は、適地の選定から設置に係る費用及び維持管理体制など、多くの多面的な観点から捉えることが重要となります。県内有数の観光地である当町は、観光客の満足度や利便性の向上を目的として、観光トイレを計画的に整備してきた経緯があり、現在町内17カ所に観光トイレが設置されております。

今年度は、新規に観光トイレを設置する予定はございませんが、観光トイレの中には、築25年を超えるものや、旧式の設備となっており、観光客への利便性があらわれていないものも存在するため、今後は既存の観光トイレの施設整備が必須の課題となっております。そのため、観光客の動向や利用状況を把握した上で、利用頻度の少ない老朽化が進行している観光トイレの撤去についても検討をしていく必要がございます。

このような背景から、観光トイレの今後の整備については、本年3月に策定いたしました第5次長瀬町総合振興計画や、町内における公共施設等を総合的かつ計画的に管理することを目的とした、長瀬町公共施設等総合管理計画に基づき、観光トイレの適切な維持管理に努めるとともに、利用状況等を考慮し、今後の施設のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

また、ご質問の北桜通りのトイレ整備につきましても、同様の考えで進めてまいります。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） それでは、しばらくは新しいトイレはつくらない、つくれないということでよろしいですか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 井上議員の再質問にお答えいたします。

今のところ、その予定はございません。ただし、長瀬の地区公園につきましては、あちらには設置をする予定にはなっております。今のところ、これから新設の予定は、そのところだと思いますね。あとは今のところございません。

○議長（染野光谷君） いいですか。

○議長（染野光谷君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 3番、野原。質問させていただきます。

矢那瀬地区小さな拠点づくり事業について町長さんにお伺いいたします。

地方創生の推進原動力としての地方創生加速化交付で、矢那瀬地区小さな拠点づくり事業が決定となりました。小さな拠点づくり構想策定会議を3回実施し、矢那瀬地区在住の中学生以上283名を対象とした「地域づくり」に向けたアンケートも実施しました。このほかにも、拠点づくり構想策定のワークショップを3回実施してきました。矢那瀬地区小さな拠点づくり事業は、限界集落回避の起爆剤として地区住民は期待しています。

そこで、現在までの進捗状況や今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の矢那瀬地区小さな拠点づくり事業についてのご質問にお答えいたします。

野原議員におかれましては、地元組織の会長をお務めいただいておりますので、事業の進捗状況等については既にご承知のことと思いますが、改めてご説明をさせていただきます。

初めに、現在までの進捗状況でございますが、会議及びワークショップで協議を重ねていただき、矢那瀬地区の問題点、必要とする機能等の意見が提案され、拠点づくり構想がまとまったところでございます。

今年度の予定につきましては、会議で拠点予定候補地が2カ所提案されましたので、土地等の調査、資料に基づき検討し、取りまとめ次第関係地権者へ交渉を行う予定となっております。

その後につきましては、地元住民参加のもと、管理、運営及び整備内容等についての会議を開催し、今後の管理、運営、及び整備内容等を決定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいま大澤町長さんより、矢那瀬地区小さな拠点づくり事業についての進捗状況や今後のスケジュール等の説明がありましたが、あえて再度確認させていただきます。

矢那瀬地区小さな拠点づくり事業は、矢那瀬地区の活性化と過疎化対策、雇用促進、就業場所、住居新設等を含め、限界集落回避の起爆剤となることを矢那瀬地区住民は大いに期待しています。

矢那瀬地区は少子高齢化が急速に進行しており、平成27年度は、人口を見ると65歳以上の高齢者の割合が40.7%になっており、高齢者の人口割合は長瀬町全体の33%より高くなっています。また、人口の推移

ですと、直近5年間で約1割の減少をしています。平成27年度で、114世帯300人の戸数と人口となっています。限界集落と言われる高齢者の人口割合が50%を超えるのは、直近に迫ってきています。課題となっています。

このような現状にある中で、内閣府まち・ひと・しごと創生本部における地方創生加速化交付金の対象事業となり、拠点づくり構想は、策定会議地域づくりに向けたアンケート、拠点づくり構想策定ワークショップを実施してきました。その結果、(仮称)長瀬町矢那瀬地区拠点づくり構想が策定されました。内容を確認すると、地域住民の意識調査、地域で抱えている課題、必要な機能、運営、参加方法等は、策定会議とアンケートとワークショップから具体的にまとめられている部分はあるが、最後の拠点の整備に向けての1つとして、地域住民や関係団体や、積極的な参加による管理、運営、2、矢那瀬地区の活性化に向けた施策の推進、3として、具体的な拠点施設、設計、管理、運営については、町、行政は、検討あるいは案があるのかお聞かせいただき、また長瀬町矢那瀬地区拠点づくり事業は、国における小さな拠点づくりの考え方や小さな拠点に求められる役割と理解できるが、矢那瀬地区の人的資源、マンパワーだけでは、限界が目に見えていると思われそうですが、行政としてどのように考えているのかお聞かせいただき、そこで長瀬町矢那瀬地区拠点づくりの事業に対する個人の私案として1つ披露させていただきますが、(仮称)長瀬町矢那瀬地区拠点づくり構想の中に取り入れられる北村西望ミュージアムで、疎開移住地である高德寺の寺仏不動明王や天馬などの大型貯蔵物等の設置や、西望句碑の設置、あわせて秩父蝸牛の会の作品と住設展示施設を核として、各種施設、飲食店、避難所、災害備蓄倉庫、消防施設等の設置による、秩父地区の来訪するお客様を取り込んだ小さな拠点構想です。矢那瀬地区の人的資源、マンパワーだけでは対応不可能分をアウトソーシングにより補うという発想です。この構想は、あくまで私の私案として申し上げていることを念のため申し添えておきます。

長瀬町矢那瀬地区拠点づくり事業に、矢那瀬住民も期待しています。矢那瀬住民の思いを果実として実らせてくださるよう行政に期待していますので、よろしく願いいたします。

〔「野原会長、頑張れ」と言う人あり〕

○議長(染野光谷君) 町長。

○町長(大澤タキ江君) 野原議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま野原会長さんから、ご自分としてはというご意見をお伺いいたしました。ぜひそのようなお考えを組織の中に反映していただきたいなと思っております。その中で、地区だけでは、ちょっとマンパワーだけではというお話でございます。当然長瀬町もかかわっていきながら、地域住民と長瀬町が一体となった小さな拠点づくりを進めていきたいと思っております。

北村西望さんというお話が矢那瀬に参りますとよく出てまいります。世界的にも有名な北村西望さんでございますので、ぜひ長瀬町といたしましても、そのようなことも考えていければなという思いでありますけれども、今お話しいただいた、会長さんのご意見でございますので、重く受けとめさせていただきますながら、その会長さんのお考えをぜひ地元住民にも周知徹底をして、ご理解をしていただけたらありがたいと思っております。そして、限界集落の回避となるよう、ぜひ町と地元と一体となって頑張っていきたいように。よろしく願いいたします。

〔「自分の発言じゃないのかい。会長の発言ができるのか」と言う人あり〕

○議長(染野光谷君) 3番、野原隆男君。

○3番(野原隆男君) どうもいろいろと余分なことを言ったような気もしますが、もう一度、地方創生加

速化交付金は、ソフト面が中心となり、ハード面には審査が厳しいと聞いておりますので、長瀬町矢那瀬地区拠点づくりの事業が加速化交付金として承認されるよう、行政の絶大なバックアップをお願いしたいと思います。長瀬町矢那瀬地区拠点づくり事業は、住民だけでなく、今後とも外部の英知の導入の推進もお願いいたします。

また、今後の対応等につきましても、スピード感を持って対応を要望いたします。矢那瀬地区の少子化、高齢は待ってくれません。一日一日が勝負と考えます。あわせて、矢那瀬住民に対して、目に見える具体的なロードマップを示していただければ幸いです。

以上、質問を終わります。

○議長（染野光谷君） 次に、2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番、田村です。町長に質問をいたします。

来年度から国保の運営主体が県に移行する。これによって、現在埼玉県と税額のシミュレーションなどが行われていると思いますけれども、平成30年度に保険税率が決定するまでの流れについて、どういうふうになっているかお伺いします。

また、保険税率が引き上がる可能性が懸念されていますけれども、この引き上げについて、町として一般会計からの繰り入れなどを行い、保険税率の抑制をするような考えを持っているかどうかもお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の県へ移行後の国民健康保険税についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、平成30年度に保険税率が決定するまでの流れについてご説明をいたします。

平成30年度の国民健康保険税の算定方式及び保険税率の決定に当たっては、県が保険給付費等の必要な費用の見込み額を算定して、市町村ごとの国保事業費、納付金等の額を決定し町に通知されます。町では、納付金を納めるために必要な費用を国民健康保険税として被保険者から徴収することになるため、県が示す標準保険税率等を参考に算定方式及び税率等を決定することになります。

現在県が示しているスケジュールでは、国は平成29年10月に仮係数を提示し、12月に本係数を提示するとしています。次に、県から標準保険税率等が示されるのは平成30年1月となっております。その後、町内部で検討を行い、国民健康保険税額等を決定した後、3月定例会に上程することを想定しています。

次に、保険税率が引き上がる可能性が懸念されていますが、町として一般会計から繰り入れるなどを行い、保険税率の抑制をするような考えがあるかのご質問についてですが、昨年度県が行った試算によると、県内全ての市町村で1人当たりの平均保険税額が上昇する可能性があるとのこと。しかし、新制度移行に伴い、国の措置により、市町村で本来集めるべき1人当たり保険税が一定割合以上増加すると見込まれた場合には、激変緩和措置を講じ、保険税負担の緩和を図ることとなっております。

また、県では、新制度により負担が増大した市町村を支援することにより、市町村財政の安定化を図る方針となっております。県が市町村を支援することで市町村が集めるべき保険税額が減少し、1人当たり保険税を抑制する効果があることとなっております。また、県では今後も試算を重ねて、精度を高めた標

準保険税率を示すこととしております。3月議会でも申し上げましたが、国民健康保険税につきましては、県が市町村ごとの標準保険税率を示し、町が最終的にそれを参考にして条例で決定する仕組みとなっておりますことから、県から標準保険税率が示され次第、急激な上昇抑制対策も含め、慎重に検討していきたいと考えております。

このようなことから、国、県が激変緩和措置を実施する方針であるため、現時点では、一般会計からの法定外の繰り入れや町単独による助成は考えておりません。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） そこで、ちょっと話を進めたいのですが、今まで県で2回にわたってシミュレーションを出していると思いますけれども、そのシミュレーションの額、これが公表されています。長瀬はどうかということなのですが、第2回目のシミュレーションで、標準保険税率、1人当たり、1人当たりの保険税、保険税軽減適用前の額と2017年の新制度1人当たりの保険税額を比較しますと、157.04%上昇と、1.5倍以上ですよ。これはもう大変なことになると思うのですが、これは要するに全く援助を入れない場合です。今町長からご答弁があった、一定程度の額を超えると激変緩和措置の対象になるという話があったのだと思いますけれども、その一定額というのは幾らぐらいとか決まっているのでしょうか。

それから、もう一つ、この国民健康保険というのは社会保障というふうに言われていますけれども、町長もその立場は変わらないのでしょうか。この2点についてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

細かい数字は私にはわかりませんので、課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

激変緩和措置の額等というのは、まだ決定しておりません。というのは、平成28年度の決算額というのがまだ決まっていませんので、それが示され次第再度計算をしていただきまして、額等が発表されることになっております。

以上です。

○2番（田村 勉君） もう一点のほうに答えてもらっていないのですが、これは町長のほうだと思うのですが。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の社会保障というお話ですね。これは国民健康保険税でございますので、今私の立場では国民健康保険税ではございませんので、立場はちょっと違って来るかもしれませんね。国民健康保険税ですものね、今やっていますのは。ということですよ。

○2番（田村 勉君） そうです。

○町長（大澤タキ江君） 私は国民健康保険ではございませんので。

〔何事か言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 町としての。私のことではなくてですか。私のではないわけね。

○2番（田村 勉君） 国民健康保険が社会保障かどうかということを認識しているかどうか、聞いており

ます。

○町長（大澤タキ江君） 失礼いたしました。それは、課長たちと考え方は同じでございますので、役場内では、社会保障というのは、やっぱり町として社会保障は社会保障として考えていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今町長さんから、この国民健康保険も社会保障の一環だという答弁もいただいたわけですが。前の議会でも私も質問したかもしれませんが、要するに長瀬町の今の現状を見ても、収入が100万、200万、300万の人の滞納者が圧倒的、8割ぐらい占めているわけです。これやっぱり、そういう低所得者が滞納が多いということは、これ以上の負担は本当に耐えられないと、しかも、なおかつ、これは町民が生きていくための最後のセーフティーネットワークというふうな位置づけが社会保障ではできると思うのです。

そういう点で、まだ課長のほうから答えてもらった一定限のところ、まだ額が決まっていないというわけですが、現状でも高いという声が多いわけですから、とにかく現状を上げるようなことはしないで、最大限いろんな、激変緩和措置も使うし、いろんなことも使って、それから法定外繰り入れも、これは別に法定外繰り入れしたからといって法律違反ではないわけですよ。自治体自身の、まさに町長が言うように、長瀬のカラーを生かした形でやっていける自治事務の範囲ですから、ぜひそういう立場から、法定外繰り入れも含めて、被保険者にこれ以上負担をかけないというふうなことをここで言明していただきたいと思うのですが。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在長瀬町は滞納はございません。それと……。

〔何事か言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 全くないわけではないのだ、97.1%で、ほとんどない状況でございます。そして、保険証をお持ちでない方も一人もおりません。こちらにつきましても、前から再三申し上げておりますけれども、軽減措置というのがございまして、何割軽減、何割軽減という中で町でもやっておりますので、保険証が持てないというような状況の方は一人もおられないという状況でございますので、今後もこのような状況を維持していきたいと思っております。

以上です。

○2番（田村 勉君） 次の質問かな。

○議長（染野光谷君） 質問の回数が既に3回になりましたので、この質問で終わりにしてください。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これは教育長のほうに質問ですが、平成29年度から要保護世帯の就学援助費のうち、新入学児童生徒学用品等の国の補助単価が2倍に引き上げられました。

そこで、町に就学援助制度が設けられていると思いますけれども、国の補助単価引き上げに合わせて支給額を変更するのか、その場合予算確保はどのような対応をするのか、伺います。

また、就学援助費の新入学児童生徒学用品等の支給額を入学前に支給している自治体があり、制服など入学に係る準備品を購入の際の負担が和らぐと好評を得ているようです。長瀬町でもそのようなことをする考えがあるかどうかを伺います。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 田村議員のご質問にお答えします。

就学援助費についてのご質問でございますが、就学援助制度は学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うものであります。現在町では、要保護2世帯、2人、準要保護20世帯、32人を認定しております。

就学援助は、従来国庫補助制度に基づいて認定基準や処理などの基準が示されていましたが、準要保護世帯については平成17年度に国庫補助制度の見直しにより地方交付税措置にかわり、各自治体の単独事業になりました。このため、そのときに財政負担が大きくなって支給額の減額や基準の引き下げなど見直しを行った自治体もありましたが、そうした中で当町としては、就学援助制度の必要性を踏まえ、国庫補助制度廃止後も、引き続き従来国の定めた支給額や認定基準等を縮減することなく、町の単独事業として運営してまいりました。

現在町では、準要保護世帯に学用品、通学用品、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費の支給を行っております。

なお、要保護世帯につきましては、生活保護費から支給されていますが、修学旅行費及び医療費については町の就学援助費からの支給となり、こちらにつきましては補助対象となっております。

ご質問の新入学児童生徒学用品の補助単価でございますが、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が本年3月31日に交付され、4月1日から施行されました。

改正内容は、新入学児童生徒学用品費の予算単価が小学校2万470円から4万600円に、中学校2万3,550円から4万7,400円に引き上げられました。また、支給対象者を児童生徒の保護者としていましたが、新たに就学予定者の保護者を加え、小学校入学前に就学援助費の支給を受けられることになりました。

町では、この改正により新入学児童生徒学用品費については、長瀬町就学援助費支給要綱第4条第4号の支給額は、各年度において文部科学省初等中等教育局長が定める額とするとの規定によることから、支給額を改正いたします。

また、小学校、中学校への入学児童生徒学用品費の入学前支給につきましても、長瀬町就学援助事業実施要綱を改正し、制度の周知期間を含め、入学前の3月中には支給できるよう準備を進めていたところあります。

予算につきましては、今年度の新入学児童生徒も改正後の支給額の対象になることから、あわせて増額をする必要が生じますので、9月議会に補正予算を計上し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっと今の答弁をいただいて、要するに中身としては、平成30年度になるのか、要保護児童生徒援助が国が指定するように小学校は4万600円、中学校は4万7,400円になるということと同時に、それが小学校の場合だったら入学前にその申請すれば支給されると、中学校も同じようになるというふうに理解していいのですか。

問題は、準要保護世帯、ここに対するカバーというか、これは何か考えているのでしょうか。準要保護世帯もやっぱりやるとなると、今度は町からの持ち出しになることになるわけでしょう。これについてはどうなのでしょう。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 田村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど私が申し上げたとおり、議員の質問、満額回答であります。

以上です。

○議長（染野光谷君） よく聞いて理解しなければ、田村君。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 満額回答ではさらに質問することはありませんので、3つ目の質問に移りたいと思います。

これは町長さんに質問でありますけれども、近隣の自治体では高齢者に対し年齢に応じた祝い金が支給されている制度があります。長瀬町の状況はどうなっているのか。また長い間、町のため、社会のために苦勞してきた高齢者を祝うために祝い金を出すような制度を導入する考えがあるかどうか、これを伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町においては、100歳到達者について賀状、記念品等の授与を従来から行っておりますが、他の自治体で支給されております敬老の意を表す長寿を祝福することを目的とした敬老祝い金や長寿祝い金の制度はありません。

また、制度の導入についてでございますが、ますます高齢化が進み、高齢者が増加する状況にあり、制度の導入については慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これはちょっと満額というわけにはいかないと思うのですが、これはやはり町長がこの間出した町長選に向けてのチラシの中にも高齢者の問題取り上げてありました。そういう点から考えても、近隣の町村で、例えば寄居では長寿を祝福するため敬老祝い金給付をもって高齢者の福祉の向上に寄与すると、こういう目的で満77歳が1万円、88歳が2万円、99歳以上が3万円という額です。それから、小鹿野町では80歳2万、90歳3万、100歳で5万、さらに横瀬、これは77歳で1万、88歳で2万、90歳で2万、100歳で10万と、皆野町では商品券で出しているらしいのですが、この辺の額はその財政のあれによりまして、やっぱり長い間この長瀬に住んで、そしてここをついの住みかとして自分の人生を過ごす、そういうお年寄りに対して、本当に心だけでもそういうお金を祝い金として出してあげるといことは、やっぱり非常に温かい町政を実現していく上でも大事な点だし、町長が目指す町政の方向とも一致していると思うのです。

実は、これは私が自分で考えたのではなくて、町を歩いてお年寄りの方に言われたのです。何か皆野町は何か出るけれども、何で長瀬は出ないのだ、ひどいのではないかということと言われたのです。ぜひそういう点で、財政の問題もありますからすぐというわけには予算上できないでしょうから、ぜひ検討していただいて、前向きな答えをぜひお願いできないかというふうに思うのですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

人間、いろいろと考え方がさまざまな方がいらっしゃるわけですが、そのような中で、やっぱりお金ではなくて、今の時代、心のおもてなしというのもあると思うのです。そうした中で、長瀬町には長瀬町独自の方式があっても私はよいのではないのかと考えております。

また、よその町がお金をというようなお話も私も聞いております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、長瀬町には町の独自性というものもあるわけですから、そうした中で今後も今の方式でいきたいと私は思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） お金ではなくてというお話だったのですが、やっぱり金がない、金がないというお話が多いのですけれども、それをいろんな福祉や何かを切り詰めていくための防衛線みたいな形に捉えられるようなことが一つあるわけです。それはなぜかという、2年前の議会で私質問したのですが、長瀬町のホームページの中に公債費率、それが16%で埼玉県の中のワーストワンだというふうなことが書いてあると、これ早く直した方がいいのではないかと、町長さんを初め職員の皆さんの努力でもって財政が改善していることは指標ではあらわれているわけですね。そういう意味で言ったら、早くそれを取り戻して、こういう努力をしていますということがみんなにわかるようにしたほうがいいのではないかと、いうふうに私は思うのです。だから、私なんか、ほかの町どこでも、みんなそれはお金でもらったら自分の孫に上げられたりなんかしたりする多様性があるわけです、お金をもらえば。物でもらったのでは、金杯だとかそういうのはそのままになってしまうので、そここのところはぜひ再考して再検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

かつて長瀬町では、お金を祝い金としてお支払いしたという例は多分ないと思います。今までずっと今のような方式でやってきております。これが、いろいろな先ほども申し上げましたけれども、考え方としてはいろいろな方がいらっしゃるわけですから、いろいろな考え方の方たちがいらっしゃると思います。しかしながら、この長瀬方式がよいという方も大勢いらっしゃるわけですから、そのような中で長瀬町は町としての独自性を出させていただき、このような方法でこれからも進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 8番。質問させていただきます。産業観光課長に質問します。

花の里ハナビシソウの色彩と運営について。暑い日差しの中、ハナビシソウも最盛期となり、訪れる方々の目を楽しませてくれていますが、本当に見事ですという言葉を聞くことが少なくなってきたというのが本音です。原種に近い、ダイダイ色が多く、パンフレットにある白色、桃色、黄色などが目に入ってきません。種を仕入れる場合、花の色を単色や混合にするなど、いろいろな方法があると思いますが、どのように依頼しているのでしょうか。

また、10年も同じ品種をまき続けているため、連作で土壤が疲れているのだという話も聞きます。そこで、一思いに花の種類を変えるなどの選択肢があると思いますが、そういう考えがあるか伺います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員の花の里ハナビシソウの色彩と運営についてのご質問にお答えいたします。

本年度のハナビシソウ園は、原種のダイダイ色が主に咲いておりますが、種は単色の赤、ピンク、紫の3種類とミックスを合計で6.1キログラム購入し、昨年9月と10月に種まきを行いました。

原因につきましては、種まき後の乾燥時期が長く続いたため、品種改良の種は弱く発芽しなかったのではないかと考えられます。

また、大島議員の言われるとおり、気候だけではなく土壤に問題がある可能性もございますので、現在秩父農林振興センターに簡易な土壤調査を依頼しております。その結果を踏まえて、花の里実行委員会の役員会に諮った上で、植栽する品種をハナビシソウにするか、他の品種に変更するか、決定する予定でございますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） では、ここに書いてある白色、桃色、黄色ではなくて、赤、ピンク、紫というのでまきまして、それが単色で買ったのをまぜて、混合してまぜたやつをしたのだけれども、10月、11月あたりの乾燥と、強いものは出てきたけれども、弱い種は全部消滅してしまったという、負けてしまったという結論になりますよね、ダイダイ色が多ということなので。では、人間の社会と同じように弱者がばかを見るというようなのですけれども、でも花ですから、来たお客様からお金を取るのです。200円というお金を取るので、何でこんな花で200円取る価値があると聞きましたら、やっている方たちが、取っている方たちが、でもこれは協力金だからって。協力金に甘えているような長瀬町ではいたし方がないと思っておりますので、来年はすごく期待をしているわけですが、これ10年ものおなじところに同じものを植えていれば、だんだん土壤が細ってきますし、またあれだけの広大なところに新しい土を入れて耕して、それでお金をとるといってもいかなものかと思っております。昔でしたら、前はイノシシだとかハクビシンが出てこないときには、イチゴを植えて1柵2,000円で、それからサツマイモを植えて一株200円で300円ということで、またサツマイモなんか売れなくて役場の職員が全部買わされたというのが現状でしたけれども、それも今では電気の柵をつくるわけにはいかないので、何か手をかけないのだけれども、手をかけなくてきれいに咲いて、そしてお金がうんと取れるという花が、町民の方、それからあとは技術員の方とか何かというので、何かいいのがあったら、ぜひそうしたいと思うのです。いつでも見るのですけれども、本当にうんと咲いていると思ってあそこによく、料金所のところに行きますと、こちらの右側にはダイダイ色がだっと出るわけ。それでこっちにはチョコピン、チョコピンという花があって、前のほうにポピーがいっぱいありますよね。ポピーのほうが何だかちょっといいかなんて思うようなことになっていたので、それでは産業観光課長、何にしろ、来年は成功させるようにするので、回数を、委員さんの花の里の委員さんも何しろ忙しい方がいっぱい多いのでどうか、やっぱり何とかと言えば、専門家さんに頼んで、そして少しぐらいこのところずっとお金をろくにかけなくて入園料をもらっていたわけですから、たまには500万ぐらいかけてここに新しくばつというので、花火を上げるというふうなことにするのもしよろしいかとも思うので、そんなふうな考えがあるかどうか、産業観光課長、もう一度質問し

ますのでお願いします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員の再質問にお答えします。

お金をかけてもっと見事な花を咲かせているかというご質問のようですが、ボランティア団体でやっております。町の補助金も入っておりますが、少しその辺も含めながら、花の里実行委員会の役員会できょう出たご意見等を踏まえて諮った上で、来年こそは、来年こそはという言い方も辺ですけれども、見事な花を咲かせるような努力をしていきたいと思いますが、農林振興センターのほうにも相談をしたり、いろいろその辺を考えながら見られる、立派に咲かせるように努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 8番。産業観光課長、今ちょっと思い出したのですけれども、いつのことか小学校2年生のときに小学校の皆さんたちにオシロイバナをくれます、種を。そのオシロイバナを咲かせるなんていうのも、気をてらって、そうすれば金かからないし、すぐにまいておけばそれでいいならそんなふうな案も金をかけない、100万円の補助金を出さないで花を咲かせて、何とか協力金というので、また100円なり200円なり取るという案もあるかと思っておりますので、それを参考に一応してください。

以上です。

次に、2番に行きます。

子供たちのいじめ対策について教育長にお伺いします。

いじめを苦にした小中学生の痛ましい自殺が毎日のように報道されています。自殺の原因は学校のことでだけでなく、多岐にわたると考えられますが、子供は毎日の生活時間の多くを学校で過ごすため、学校が子供が抱える悩みなどに初めて気がつくことも少なくないと思います。ある冊子では、スクールカウンセラーなど、教員とは異なる枠組みや人間関係で子供とかかわることができ、日ごろから子供たちが心を許して相談できる存在として、心のケアを行う中心として位置づけられるなどの記述がありました。各小中学校にさわやか相談員、スクールカウンセラーなどが配置され、いじめや自殺予防の対応に当たられていると思いますが、具体的な対応や内容について伺います。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 子供たちのいじめ対策について、大島議員のご質問にお答えいたします。

現在長瀬町では、長瀬中学校にさわやか相談員1名とスクールカウンセラー1名を配置しております。また、長瀬町教育委員会には、スクールソーシャルワーカー、SSWといいますが、1名を配置しております。さわやか相談員とスクールソーシャルワーカーは、各小中学校を巡回して学校現場に入り、児童生徒の様子を見届け、必要に応じて教職員や保護者と教育相談を行っております。

また、児童生徒にとっては、保護者や先生以外の相談相手にもなっております。スクールカウンセラーは、中学校を中心に各学校からの要請に応じて、児童生徒や保護者、先生方の相談に対応しております。

さわやか相談員の具体的な対応といたしまして、平成28年度中には延べ517人からの相談に対応しました。

内訳は、小中学生からの相談は105人で、保護者、教職員からの相談は412人でした。相談の内容は、自分の性格や行動についての悩みが9割以上を占めています。相談に乗ってくれる身近な大人が近くにいるという存在が長瀬町のいじめ予防に大きく貢献していると考えます。

また、スクールカウンセラーの具体的な対応として、同じく平成28年度中には小中学校からの相談延べ617人に対応いたしました。617人の多くは、教職員や保護者といった子供たちの健全育成にかかわる大人です。相談内容は、子供の発達障害や不登校などが主で、専門的見地と経験からの具体的なアドバイスは、学校教育、家庭教育の助けとなり、いじめや自殺予防につながっていると考えます。

なお、町内の小中学校、校長先生を初め先生方は、いじめはどこにでも起こる、そんな心構えで毎日子供たちの教育に当たっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今私が考えているよりも多くが相談されているという現状に驚きました。もっともっと100人以下で、こんなのというのではないですけども、さわやか相談員さんもスクールカウンセラーさんもそんなに必要ではないのかなと思いましたが、相談517名、さわやか相談員さんが相談されている。それから、スクールカウンセラーさんが617人で対応しているということで、案外と忙しい毎日を送っていらっしゃるのかなと思っています。

ですけれども、これ長瀬町の町内の小中学生はすごくいい子でというのですけれども、子供というのは、うちの子に限ってではないですけれども、全然そんなことはありません、ありませんと言っている子がということなので、今メールか何かで、要するに試験勉強をしても、ピピピと打って、もうそれを見てしまっただけで、勉強は中断してでも、それに早く返さなければ私を無視したとか何とかというのでいじめられるということもありますので、そのところがあるので、ここにもいじめ、仙台のいじめ、鈍い対応とかというので、学校の先生からでも、そうにしてくると村度とか何かというのは、教育長には黙っていたほうがいいとか、学校だけの処理しようということがあると困りますので、自殺してからでは、大切なお子様ですので、自殺してからでは大変なことです。そのところをよく気をつけてほしいと思います。

そして、ここに、勉強不足で申しわけございませんけれども、さわやか相談員は中学校に1人おりますよね。スクールカウンセラーはどこに所属して、では毎日どこにお勤めしているのでしょうか。お願いします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の質問にお答えいたします。

忘れないうちに、スクールカウンセラーの所属、これは身分は県教育委員会です。そして、長瀬町の所属は長瀬中学校になっております。そして、皆野町と長瀬町で一人。ですから、週に1日か2日。回数は少ないのですけれども。それから、あとスクールカウンセラーについては、健康福祉課の小さな子供たちにもかかわってもらっております。

それから、件数等お知らせしませんでしたけれども、SSWについては週2日来ておまして、こちらのほうが子供たちのかかわりは具体的に相談に乗っております。

ですから、大体その3人で教育相談に当たっていただいて、随分きめ細かくやっておりますのではないかなと思います。

そして、先ほどもお話ししましたように、各学校、先生を初め教職員のほう、子供たちのいじめはいつ、どこでも起こるといような体制でやっております。そして、アンケート等細かくとっております。そして、一小では年間5回、記名式で実施、二小では年間10回実施、記名式、そして中学では年間12回、

月1回記名式でアンケートをとっております。このアンケートについても、細かなこと、ささいなことでも、担任を中心に子供たちの様子を聞きながら、その都度解決をし、重要なものについてはこの3人の相談員等を交えながら、また保護者を交えながら、大きくならないうちに早目早目の対応をしてもらっております。

子供たちの様子ですけれども、ちょっと油断しますと今ネットでいろんな問題がありますから、その辺のことについても、なるべくこの3人に自分の悩みを打ち明けられるような体制をとってもらっております。

特に先ほど話しましたSSWについては、本当に身近にかかわっておりますので、帰ってきて教育委員会でも、きょうは何年生の何々ちゃんはどういうふうだった、前回と比べて顔色がよくなったとか、進んでいるようだとか、友達の様子はどうかだったとか、そういうようなこともこちらのほうに報告があり、また各月に校長会議、教頭会議等で情報交換等で子供たちの様子も出ていますので、なるべく把握をしながら大きな問題にならないように心がけてまいりたいと思います。

また、地域の皆様方に情報を入れていただくということも大事なことで、長瀬町の子供を大事に育てていきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○8番（大島瑠美子君） よくわかりました。ぜひ。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 大切な子供さんたちが健やかに育つように願っています。一生懸命頑張ってやってください、教育長さん。

次に、3に行きます。公民館業務について。また教育長にお願いします。

平成29年度から中央公民館職員が現場から離れた教育委員会の隣の部屋で執務することになったようです。聞くところによると、毎日1名が公民館に出向いて業務に当たっているとのことでした。高齢化の進展に伴う見守り活動や災害時の安否確認活動など、これから地域社会自体の活性化が求められている時代だと思います。このためには、地域の課題を的確に捉えた学習活動の提供をし、人づくりを進める社会教育の充実が重要不可欠と考えます。

そこで、この状態にいかになってしまったのか、公民館等を利用している方々の意見は聞かなかったのか、今後の管理運営方法を見直す考えがあるかの3点について伺います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 公民館業務について、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の中央公民館職員の役場庁舎への配置がえについてですが、中央公民館には生涯学習担当2名と公民館担当2名の計4名が配置されておりました。しかし、生涯学習担当が教育委員会事務局と中央公民館に分かれていたため、担当内での連携がとりにくく、事務の一体性が薄れておりました。また、公民館担当については、業務内容、業務量を考慮し、職員を1名減員し、3人体制により効率的に業務を進めるに当たって、職員を役場庁舎へ配置がえを行い、中央公民館には職員1名が交代で勤務し、加えてシルバー人材センターから1名の派遣委託を行い、日常業務を2名でとり行うこととし、町民サービスを低下させないことを第一に考え、配置がえを行いました。

次に、2点目の利用している方々の意見は聞かなかったのかとのことですが、意見とまではいきませんが、利用団体の数名の方には話をさせていただきました。先ほども申し上げましたが、本来ならば教育委

員会事務局に教育総務担当と生涯学習担当の職員を配置して、事務の一元管理を図る必要がありましたので、内部で検討を行い決定したものでございます。

次に、3点目の今後の管理、運営方法を見直す考えがあるかとのことですが、公民館は生きがいづくり、生涯学習の拠点とし、また勤労青少年ホームは働く青少年の福祉増進と余暇活動の場としての機能を持っております。このことから、利用される皆様の実態や実情、ニーズの把握に努め、それに応じる課題の解決に向けた見直しは当然必要であると考えております。

公民館業務につきましては、多様化する町民の皆様の要望を取り入れながら、今までと変わりなく取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今よく聞きました。そして、本当のこと言って、私は少し怒っていました。こうに。ですけれども、要するに今の答弁を聞きましたら、事務の一体性が薄くなるとか、それから一元化だとかというのは、それは町民のことではなくて役場のことなのではないのかなと私は今思っています。そうですので、そうだから、ではしようがないからと言うのですけれども、公民館というのは数少ない現場なのですよね。新井家住宅のところも現場ですけれども、要するによく映画なんかであります、青島、あれがよく、閉められません、現場ですとよく言うのと同じで、現場なので、なるべくできるものだったら日帰りでも毎回毎回、毎日毎日違う人が行っているというのは、きょうはこれが終われば俺は公民館にもう帰って1週間のうちに、だからまた2日は来なくてもいいのだということになってくると、公民館のほうがおろそかになるかもという可能性もなきにしもあらずなのです。

それで、公民館の運営審議会委員さんが10人いて、長瀬町勤労青少年ホームの運営委員さんが10人いますよね。それで、多分この会議なんていうのも、公民館ホームまつりのときに会議だとか、あとは文化展のときにはしないかもしれないのですけれども、そんなに回数を多くはしてはいないかと思うのですけれども、この役員さんの名簿を見ますと、案外とみんなっていうように熱心な方が多いので、教育長のところに一生懸命のしていくという方はいないと思いますけれども、そここのところこのほうがいいのではないかなというようなこともありますので、町民の使い勝手がいい、それから町民が安心して公民館が使えるのがいいというのが一番の望むところなのですけれども、ちょっと現場を日帰りで行くというのはいかなものかと思うので、もう一度それは改善をする余地がないかどうか、お聞きします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の再質問にお答えを申し上げます。

この配置がえにつきまして、第1番に考えたことは、町民サービスを低下させない。先ほども申しました。これが1つです。この低下があれば、すぐもとへ戻したほうがいいと思います。今のところ特に支障はないし、順調にいらっていると思います。それは何かといいますと、職員が優秀なのです。私は職員を信用しております。

そして、シルバー人材センターでも、公民館の業務に支障のないような人を選んでいただいて公民館のほうへ派遣してもらっております。そういうことで、まだまだこれからいろいろ支障が出てくるかと思えますけれども、その辺を勘案しながら、また公民館の運営審議会さん方のお話を聞く機会もあるかと思えますので、いろいろ工夫しながら、要は長瀬町の中央公民館が一番使いやすい、いい公民館だと言われるような評価がいただけるよう一生懸命頑張ってまいりたいと思います。いろいろご指導、ご鞭撻を願

いできればありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今聞きました、町民サービスが低下をしないように頑張ってるということで、今は現状のままをやるということで、様子を見るということですね。なるべく教育長、目を光らせて、これこうだからと、自分でどんどん、黙っていけばいいというわけではないですからね。私はあの人が気づくまで何も言わないのだよと言え、言っては悪いけれども、気づかない人は一生気づかない人というのはいますからね、ちゃんと言ってやったほうがいいと思います。だから、そうなってくると、あいつうるさいなと言うけれども、気づかせるのはやっぱり指導ということがあるので、教育長もたまにはそうっと教育委員会のほうに、正門からなるべく、要するに特別養護老人ホームなんか行くのも玄関から入っていったらいけないのですよ。お勝手の台所のほうからそうっと入って、どうなのかなと思うのが優秀な役職の方なのですけれども、そんなふうで、ぜひ低下をさせないということを第一にモットーに置いて頑張ってもらいたいと思います。

では、次に行きます。郷土資料館の運営について教育長をお願いします。

長瀬町では、国指定重要文化財に、旧新井家住宅、野上下郷石塔婆、十鈴鏡、長瀬が指定され、ほかの市町村に誇れるものと考えます。特に旧新井家住宅は、観光的に立地条件もよく、未永く保存をしていく必要があります。そこで、保存の方策の一つとして、1カ月に1度くらいの頻度で煙でいぶすことはできないか伺います。

また、郷土資料館は、現在長瀬町を中心とした民俗資料や秩父銘仙などを陳列していますが、少し工夫が加えられないでしょうか。入館者が少ないから直ちに施設を閉めるということがないよう、例えば展示の専門家や学術の専門家などからの意見を聞き、展示方法を変えるなどして入館者をふやそうとする考えがあるか伺います。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

旧新井家住宅の保存の一つの方策として、内部を煙でいぶすことについてですが、いろいろでたく薪の煙が天井に上がって屋根の内側を燻煙することによって、殺虫、殺菌効果もあり、屋根が長持ちすることは、日本人の知恵として古くから知られているところであります。今回、国指定重要文化財である旧新井家住宅の内部を燻煙することについて、県の文化財担当課に問い合わせましたところ、火災予防等安全面に留意して行えば、いろいろで薪等を燃やすことは問題ないとの意見をいただきましたので、今後は文化財保護審議会委員にも相談しながら、燻煙を実施する方向で検討してまいりたいと思います。

また、郷土資料館の入館者の増加を図るための展示の工夫についてでございますが、旧新井家住宅は養蚕農家でありましたので、一連の養蚕器具を初め、農具、山仕事の道具、漁撈道具などが展示されています。町としても、展示内容のマンネリ化を危惧しておりまして、町長にも再三何とかして話を聞いております。いろいろ検討しましたところ、昨年12月から文化財保護審議会委員や有識者の方々に現在の展示状況を見ていただき、ご意見を聞きながら検討を始めているところであります。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） よかったですね。埼玉県のあれが許可もらいまして。それをやってください。そうすれば、虫だとか、昔の家が長くもったというのは、やにがくつついたり、昔の家というのは、でかい

蛇がのたってこうにいたとか、それは守り神様だからというのでというようなこともありました。そういうのはのつくりになっていますので、ぜひ虫だとか害虫、火で燃えてしまっただけでも、細心の注意を払ってすれば長持ちして、また虫の心配して、その虫のうんこがぼそぼそとおこってくるから、また予算として3,000万としてまで屋根がえをしなくてはだいいねということが、少なくとも、伸びるような政策をやっていったほうがよろしいかとも思います。

それから、文化財審議委員さんというのは、委員長が曽根原さんで、このところに、沢野さん、雨宮さん、本間さん、小林さんとかいろいろ、要するに文化財とか何か造詣が深い立派な方がなっていますので、その人のご意見を聞くのもいいのだと思います。ですけれども、昔は私が役場に勤めていたときには、専門調査員というのが10人ぐらいごたごたいたのですけれども、今はその専門調査員というのはいないのでしょうかということが1点と、それから新井家住宅の資料館の運営もそのようで、今一生懸命頑張っているそうなので、それでいいのですけれども、ちょっとそれなのですけれども、あそこに新井家住宅があります。表の宝登山の参道を上っていきます。それで、左を見ますと、竹がすごくて切ってしまったと、新井家が丸見えなのです。そうすると、200円払って見なくても、外から見ればもう見えてしまうのだよね。だから入らないと言うのです。だから、要するに竹の専門家に言うと、モウソウダケが何メートルぐらいの1本でいいと言うのだけれども、そっちのほうで入館をするということについては、岩根山のツツジのように張るといえることはないけれども、竹をもう少しそっちのほうの見えないところだけを多く出して置いて、それでこっちのほうにはただ専門家がおっしゃるような、基準に面してするというのであれば、モウソウの大きいのが、今何回も新井家住宅に200円払ってあそこに行っているわけなのですけれども、モウソウの竹が何だかちっちゃくなって、太くないような感じがしているわけなのです。ですから、要するに牛ふんでも何でもあそこ辺あたりのものをうんとまいて、そしてモウソウというのだから、あそこの新井家行ったらこんなすごいモウソウダケがあったというのか、モウソウだかマダケだかわからないようなのが生えていたと悪口にならないような、そういうのもお金が余りかからないので、やるのもいいかとも思いますので、景観も大切ですが、人には見せないからこそ中に入って200円払うというような方策というのもいいかとも思いますので、今度は常勤の従業員さんも出ていますので、その方にせっかくですから、そっちのほうのことをしていただいたらいいかなと思いますので、もう一度お聞きします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員にお答え申し上げます。

忘れないうちに、最後に出ました竹の管理について、何か人に聞きますと、傘をかぶって通れるくらいの間隔がいいとかという人もいますね。それから、今はちょっとあき過ぎたという人もいますし、もうちょっと混んでいたほうがいいのかという人もいますし、なかなか難しいですね。十人十色と言いますから、その十人十色入ると全部切ってしまうというような感じになってしまいますので、なかなか難しいので、その辺を勘案しながら考えていきたいと思っております。

ことは特に、今までのイノシシと違って、下から掘らなかったのです。途中の1メートルぐらい上から食ってしまうのです。ですから、シルバーの方に管理をお願いしているのですけれども、結構うまく出ているのだけれども、ああこれで幾らか混んできたかなと思ったら、途中を食われてしまったので、また下から切ってしまうなくてはと、そこはまたあいてしまうということになります。なかなか難しいですね。その辺を勘案しながら。

そしてまた、旧新井家の中の模様がえについては、審議委員、それから学識経験者、今までのいろんな町に年配の方がいらっしゃいます。例えば個人の名前出してはあれですけども、栃原嗣雄先生なんかにも12月ごろから、どういうふうにしたらいいかというご意見を聞きながらやっておりますので、幾らか模様がえを、できればもう少し早くやればいいなと考えているのですけれども、なかなかうまくいきませんが、これからもいろいろご指導をいただくとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今聞きました。そして、要するにだから、お金が取れる会館にするというのは、外から余り、こちら側から、参道から見えないように竹を多くして、それで真ん中辺を少なく上手にこうにということをよく考えて、何しろこのところ、入館者が少ないから閉めておこうというのだと、いかにも来た方に対して、20年も幾年もずっともうしているのに、月曜が休館日だからというので、来たときに、冬季の間は休館だというのでは、いかにもちょっとかわいそうな気も、勢い込んで来た方にかわいそうな気もします。そこでこのところをしないためにもいろいろ研究して、そしてまた皆さんで話し合っ、よりよいい長瀬町の郷土の、今できているものを私たちは後世に残す義務があるのだから、要するに食わなくても仏様にだけうんと納めるとかなんとかというのと同じようにするので、ぜひぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、一般質問を終わります。

○議長（染野光谷君） 以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時05分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（染野光谷君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例会に町長から提出された議案は、議案第26号から議案第47号までの22件でございます。

議案はお手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案を議題に供された際に求められることにしますので、ご承知おきしていただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第5、議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

児童福祉法の一部改正に伴い関係規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

児童福祉法の改正に伴い、里親のうち、養子縁組によって養親になることを希望している者について、「養子縁組里親」として法制化するとともに、里親に関する定義規定が再編されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第26号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに、第8条の3第1項でございますが、児童福祉法第6条の4に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、養子縁組によって養親になることを希望している者について、養子縁組里親として、職員の育児休業等に関する条例第2条の2に定めるものを含むと改めるものでございます。

第2項につきましては、2ページをごらんください。

第1項と同様の条文を加えるとともに、第15条第1項に規定する要介護者を要介護者と読みかえるものでございます。

次に、第14条第2項第6号でございますが、職員がその子の保育のために認められる授乳等を行う場合を加えるとともに、その親権を行うものの意に反するため、養子縁組里親として委託することができないものを含めることに改めるものでございます。

次に、議案書にお戻りいただき、議案第26号下段をごらんください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたし

ます。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第6、議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

育児休業の再度の取得等ができる特別の事情について、国や他団体の動向を勘案し、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等については、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

人事院規則の一部改正に伴い、今まで運用により認めていた育児休業の再度の取得等ができる特別の事情について、国や他団体の動向も鑑み、条例の規定中に明文化するため、職員の育児休業等に関する条例において、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第27号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに、第3条第1項第6号でございますが、育児休業法第2条第1項、ただし書きの条例で定める特別の事情でございます。

育児休業に係る子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の規定する認定こども園、または、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えるものでございます。

次に、第4条でございますが、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情でございますが、第3条と同様に明文化された条文を加えるものでございます。

次に、2ページをごらんください。

第10条でございますが、育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短

時間勤務をすることができる特別の事情でございますが、3条、4条と同様の条文を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、議案第27号をごらんください。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、議案第28号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第28号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,219万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を32億4,191万9,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等については、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 議案第28号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出の予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,219万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,191万9,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

8 ページ、9 ページをごらんください。

まず、歳入の補正内容でございますが、第15款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金、補正額2,160万円の増額は、里山・平地林再生事業に対する県の補助金で、内示によるものでございます。

第19款諸収入、第5項第2目雑入350万3,000円の増額で、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金250万円は、除雪機購入に伴う受け入れ金及び臨時職員等社会保険料掛け金の受け入れ金でございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額604万7,000円でございますが、歳出額との不足額を繰り入れるもので、この金額が一般財源からの支出となります。

第4目教育振興基金繰入金104万円は、昨年ご寄附をいただき設置しました基金を活用し、中学校、中央公民館に卓球関連用具を購入するための繰入金でございます。

続きまして、10、11ページをごらんください。

歳出の補正内容につきましてご説明いたします。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、補正額27万4,000円の増額は、第18節備品購入費で、事務椅子や脇机等に不足が生じたため、購入をするものでございます。

第9目自治振興対策費、補正額257万6,000円の増額は、第19節負担金補助及び交付金で、長瀬町コミュニティ協議会で、除雪機14台を購入するための経費で、自治総合センターコミュニティ助成金250万円の活用と、助成金の不足分として7万6,000円を町コミュニティ協議会へ補助するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額102万6,000円の増額は、子育てワンストップサービスシステム導入に伴う委託料及び使用料で、今まで子育て関連の申請は役場窓口のみで行っていましたが、このシステムの導入によりインターネットでの申請も可能となり、子育て家庭への支援の充実や事務手続の簡素化、効率化を図るものでございます。

第3項徴税费、第2目賦課徴収費、補正額301万2,000円の増額は、第23節償還金利子及び割引料で、住民税の算出根拠となる所得金額について、更正の請求が出されたことに伴い、過誤納分を還付するものでございます。

続きまして、第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業総務費、補正額2,160万円の増額は、里山・平地林再生事業の委託料で、矢那瀬地区を対象に、山林の景観を整え、森林が持つ機能を回復させるための事業を行うもので、全額県補助金により実施するものでございます。

続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額78万4,000円の増額は、さわやか相談員や学校支援員の社会保険料及び賃金の不足分でございます。

第4項中学校費、補正額54万円及び第6項第2目公民館費、補正額50万円の増額は、それぞれ教育振興基金を活用し、卓球関連用具を購入するものでございます。

第7項保健体育費、次のページをごらんください。

第3目学校給食費、補正額187万8,000円の増額で、第4節共済費119万3,000円は臨時職員の社会保険料、第13節委託料68万5,000円は学校給食配送等の委託料で、2学期、3学期分の委託料でございます。

以上で、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 1点だけ、ちょっとお聞きをしたいと思います。里山・平地林事業が2,100……
〔「2,160万」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） それ載っていますけれども、この里山・平地林事業の決定の仕方について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 関口議員のご質問にお答えします。

決定はどんなふうに行われているかというご質問でよろしいかと思いますが、里山・平地林につきましては、23年度から始めて6年目の事業となっております。事業につきましては、長瀬地区、本野上地区、中野上地区、野上下郷地区、矢那瀬地区と、順次場所を決めながらやっております。今年度につきましては、矢那瀬地区の残りの部分、矢那瀬の上郷の一部、下郷の残っている一部ということで、約20ヘクタールをやる予定にしております。

場所の選定ということでございますが、埼玉県で里山・平地林再生事業実施基準というのが示されておりまして、対象地となるのは、広域的機能の低下した森林のうち、景勝地や観光地周辺などの景観上重要な森林、それと住宅、学校、公共施設等で、県民に利用されやすい森、それと道路、鉄道沿い等の多くの県民が触れ合いやすい森林という規定がございます。その中に事業地区の選定シートというのがございまして、いろいろな項目がその中にありまして、項目ごとに点数をつけていきまして、より高い点数がついたところに対して補助対象となっております。そのチェックシートをもとに県のほうと相談をして、場所のほうは決定をしておるところでございます。

以上でございます。

〔「20ヘクタールと、10、20、20ヘクタール」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） 俺が質問するから。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 後で質問してくださいね。

そうすると、この決定の仕方についてよくわからないので、もう一度お聞きしますけれども、今まで飛び飛びで行っているのだけれども、チェックシートで審議して、点数のあったところからやるということであれば、例えば第2位、第3位の場所というのはあるのでしょうか。ちょっとお願いします。もう矢那瀬ありきで、一本で行っているのか、それとも2案、3案があるのかどうか。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 関口議員のご質問にお答えします。

案があるのかということですが、スタートが長瀬地区から始まっておりますので、順次、長瀬、本野上という順で回って、今矢那瀬の順番になっていて、その補助金が10分の10ある以上は、計画的に岩田、井戸という形で、順次町内を一周したいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「はい、よくわかりました。ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。では、2点ばかり質問します。

1点は、学校関係の給食費なのですけれども、社会保険料が臨時職員の方の社会保険料ということですよ。119万3,000円ということですので、これは全部の臨時職員さんということですね。そうではないのですか。かなり高額になっているので、間違いではない。119万3,000円というか、ちょっと高額なので、あれ、臨時職員さんでは、全員ではないと。では、この説明を1点。

それから。除雪機なのですけれども、コミュニティの自治総合センターコミュニティ助成金、除雪機を14台ということで購入ですよ。そうすると、1台当たりが17万4,000円ぐらいのお金になるわけです。これは、どなたが言われたかわからないのですけれども、例えば野上の駅からずっと通学路がありまして、下宿というのですが、それから私のほうのうちの上中宿というのですけれども、その辺が除雪が入らないと。なぜかという、狭くてもう除雪ができないのだというようなことで、いや、除雪機を今度町で買うから、除雪機をというような話を、多分これ町当局の方のお話らしいのですよ。そういうお話聞いたということなので、では除雪機が、例えばうちの上中宿という農村集落センターというかあるのです。公会堂と言わせてください。そこのところに持ってきたときに、あれ26区あるのでしたか、長瀬町は。そのうちの14だから、14の区にどうやって分配するのだろうかというのが1点。全部に行くわけではないですよ。だから、26区は買えないから、また随時後で購入するということなのか、あそこのところ。

そういう通学路にもかかわらず、除雪機が入らないので、そこは優先的に入るといようなお話もあったらしいのですが、そういうところに優先して入れるのか。もし入ったらば、ちょっと待て、どこに置くのだ。除雪機をどこに置くのでしょうか。うちの区で考えた場合、ちょっと置くところが、もしかしたら玄関をあけて、玄関の中へでも置くのかなというのが一つ。あと、メンテナンスといいますが、ガソリンで動くのではないのかなと思うのですが、その燃料を。それは、だから、例えば電気料なんかと同じように区にお願いするから、それは皆さんが受益者負担でそれをやっていくのか。維持管理というのですか、そんなふうなところはどうなっているのかなという、いずれにしても全地区に行かないので、ちょっとそのことについて質問します。2点です。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

社会保険料でございますが、給食センターの臨時職員の該当になる職員4名おります。こちらの保険料が加入の対象範囲が広がりまして、ことしの4月1日から1週間当たり決まった労働時間が20時間以上、あと1カ月以上決まった賃金が8万8,000円以上、あと2つあるのですけれども、雇用期間が見込みで1年以上、それと学生でないこと、この全ての条件に該当する職員が今回4名おりました。そちらの補正でございます。

なお、この金額が大きいのは、一度町のほうで全額支出しておきまして、本人からは、賃金を払うときに、そこから保険料を受け入れ金として納めてもらいます。ですから、半分、折半になりますので、金額が多くなっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

一般財団法人の自治総合コミュニティ補助金ということで、除雪機を14台購入する予定でおります。この助成金につきましては、各自治会などに助成金、補助金という形でお渡ししていたと、それでコミュニティ協議会のほうで購入していただくという形になるかと思っております。

それから、14台で、行政区が26行政区ございますので、今年度は助成金が250万円が限度というのがありまして、14台しか購入できないという現状がございます。それを決定する形は、今後コミュニティ協議会の代表者会議等が予定されておりますので、そちらのほうで優先順位をつけて、町内で除雪業者が入れないような道路とか、そういうようなところで、優先順位をつけて14台配置したいと思います。それと、またほかに14台以上に必要という行政区があれば、来年度以降また購入のほうを考えていきたいと思いません。

それから、置き場所という問題なのですけれども、集会所に置いていただくのが基本的にあれなのでしょうけれども、確かに盗難等の危険もありますし、あと地元には消防団もございますので、ちょっと私が考えるには、消防団の詰所というのも考えられる一つのところかとは思いますが。置き場所について、またご相談いただいて、今後決定していければと考えております。

それから、今後の維持管理、燃料費等につきましては、やはり自治会のほうで購入していただきますので、そのメンテナンス費用とか燃料費につきましては、自治会で負担していただくことになります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） うちのほうに来るかどうかわからないのですけれども、どのくらいの大きさとか、ちょっとそういうのがわからないので、多分玄関に置けば置けるのではないのかなとは思っていますよ。それで、消防団の詰所というのは近くにはないのですよ。だから、そういうところ無理だろうというふうなことがあるのですけれども。

あと、これ通学路の近所の人にもちょっと言われたのですよ。ちょっと苦言を呈して申しわけないのですけれども、ここで補正が出たのですよね。それをもうかなり前に聞いたのですよ。今度買うから、何か配られると。そういう話全然聞いていないけれども、ここで一応補正が決定するのですよね。買うかどうかは、ここで決まるわけですよ。だから、そういう話をかなり前にちょっと聞いて、どこへ、うちなんか配られるのかいと言われたわけです。そうすると、何かおかしいですよ。これは私の苦言として言わせてもらっただけで、一応では置く場所等については、ない場合にはまた検討して、どこか置くところがあったらとか、そういうふうな話し合いによってということで、一応考えて、ちょっと納得できない面あるけれども、有効に使えればと思いますが、以上です。

○議長（染野光谷君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 村田議員の不思議がっている点につきましては、4月の下旬だったと思いますけれども、区長会がありまして、村田議員の今おっしゃっていたところから、除雪を何とかできないかと、こういう話があったときに、たまたま私のほうでお答えしまして、そのときにもう申請が終わっていて、こちらに補助が来るというので、私のほうで予算がついているのと間違えまして、区長会のほうで今年度、除雪機を買う予定になっておりますという話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑は。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） わかりました。区長さんから言われたのではなかったもので、多分、もう済んだ話はいいのだけれども、それが回ってしまって、あれ、おかしいな、今年度予算にもなかったしということで、発言させてもらったので、一応いきさつはわかったけれども、そういうことで、了解するしかないかなと

いうことで、以上です。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ただいまの質問があり、回答があった除雪機の購入等について、ちょっと聞きたいところがあります。

除雪機は、同型機を購入しようとしているのか、また少し場所によって違うほうがいいのかということもあるかと思うのですが、例えばうちの近辺、大木小路区とか長瀬上区方面から来る、上長瀬から来る。この道路に関しましては、ガードパイプの中を一番狭いところは60センチぐらいしかない。ものによっては、除雪するのに65センチぐらいの幅のものもあります。ですから、そういうので、用途といたしますか、配置場所によって、幾らか除雪幅の違うものというものが必要なのではないかなというふうなことを考えます。

ですから、あと水管橋の上を例えばやろうとした場合には、少し幅が広くても、1メートルぐらいあっても可能というか、そういうふうな形で、用途用途、場所によって少し変えるもの、それから除雪機に関しては、吸い上げて遠くへ飛ばす、5メートルから7メートルぐらい飛ばせるような状況のものがいろいろと除雪していく中で、先っぽへ先っぽへ持って行って、空き地であったり、沢であったりするようなところに置かせてもらおうと、よけていくということも可能なので。ただよけていくだけですと、非常に用途が限られてしまいます。

また、場所によっては、例えば長瀬の商店街通りなんかですと、実際には車、移動車があって、そこに例えば板でも置いて、そこに吹きつけるように乗せて行って運ぶ、またダンプしてくるというようなことの繰り返ししないとならないと思うのです。ですから、除雪して、すぐ近くに置けるところとか、また運ばなくてはいけないところと、いろんな用途があると思うので、そういうふうなことで、ぜひ購入に当たっては、幾つか検討した上で購入されるほうがよろしいかなと。その点、当然検討して下さるのかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは、運転技術とか、先ほど人件費もありましたけれども、人件費ではない、燃料がありましたけれども、いろんな面で、結局、除雪というのは結構危険が伴います。結構車両が走ってきたりして、後ろからやられるということもありますので、そういうふうな面に関してのいろいろ保険であるとか、いろんなものは必要になってくるかもしれません。そういうこともありますので、除雪につきましては、非常にいい機械を購入してやっていただくのはありがたいのですけれども、その辺の危険性というふうなもの、ボランティアでやっていたあげくに車にはねられてしまった。はねる人だって、結局、急に、カーブ先にいたからよくわからなかったということもあり得ますので、そういうことも含めていろんな検討をしていただいて、危険のないように。本当は複数いて、後ろで車をとめてくれたり何かしながらやっていくと一番いい状況でもあったりするのですけれども、そういうことも含めて、安全に安心して除雪作業ができるような方策を考えていただきたいというふうに思って、質問と提言とさせていただきますが、よろしくお願ひします。総務課長、お答えください。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

除雪機は、自治総合センターのほうに同型機を14台購入ということで申請して250万円いただいております。それを内容を、台数をいろいろな種類ということで変えるのは、なかなかちょっと難しいのではないかなというふうな形で考えておりますけれども、できる範囲でその要望にはお応えしていきたいと思いま

す。

それと、除雪機は歩行型で人が押すような形になります。ただ、その除雪した雪は飛ばしますので、脇に寄せる形ではなくて、飛ぶような形にできます。その飛ぶ距離も変えられます。ですから、余り3メートル、4メートルも飛ばして、塀を乗り越えて隣の民地なんかに行ってしまうないように、飛ぶ距離もかげんできますので、その辺は大丈夫かとは思いますが。

それと、安全安心というような形で、危険が伴うのではないかというようなこともご心配されていたのですが、歩行型ですので、自走という形になります。カタログにも、女性でも安心して運転できるというような形でパンフレットのほうにも書いてありましたので、その辺の危惧は大丈夫かと思えます。

それから、燃料費等は、やはり地元負担ということもありますし、これは補助金という形で出しますので、保険のほうももし入っていただけるのなら地元負担になってくるのではないかなと思えますけれども、その辺の心配もありますので、コミュニティ協議会のほうと役場のほう、総務課のほうで近く代表者会議がありますので、その保険の負担につきましても検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） もう既に同型機を発注中ということでもありますけれども、もしそういうふうな交渉で幾つか工夫ができるようでしたら、それも一つの検討の余地かなと思えます。

それから、安全安心ということは、歩行型だから安全、やっている人は安全なのです。でも、車両が結構近づきます。ですから、その辺のところで、一応雪があっても、結局量によって車は走ってきますので、その辺のところで結局安全を確保しないといけないと思う上から言いました。そういうふうなことで、例えば日中しっかりとやれる人ばかりではないと思うのです。朝早くやったりとか、夜やったりとか、いろんなパターンがあるかと思うのです。そういうふうな中でやってもらうことについては、非常に安全を考えてやらなくてはいけないので、一つの反射ベルトのついた衣服といいますか、そういうふうなものも必要なのではないかとか、ヘルメットであるとか、いろんなものも装備的に、それは各自治会に上げるのだから、自治会で全部見ろというふうなことになってしまうとちょっと厳しくなってくるかなと思えますので、一つの配慮として考えていただきたいということを申したいと思えます。ひとつよろしく願います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

操作上の安全面につきましては、装備のほうも今後検討して、コミュニティのほうで出すか、地元負担になるか、役場のほうの負担になるかは、ちょっと今後検討させていただきたいと思えます。

それと、お配りする前にも、当然業者を呼んで操作説明会等も行いますし、地区ごとに操作説明も行いたいと思えますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 11ページの13委託料2,160万円、里山・平地林再生事業委託料ですけれども、これ森林組合に頼むと言いましたよね。あれですけれども、20ヘクタール頼むのですか、それとも10ヘクタール、そこのところがよくわからないので教えてください。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、大島議員のご質問にお答えします。

先ほど森林組合に委託されたかということですが、まだ委託もしていませんし、森林組合にするか、その辺はこれからの考えるところでございます。

それと、面積ですが、20ヘクタールを今のところ予定しておりまして、それにつきましては、ササとか竹とか灌木とかの刈り払いを行い、その中に枯損木、不良木等がありましたら、それも切る予定になっていますので、その本数が1,475本を今予定しておりますところでございます。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） はい、20ヘクタールだよ。はい、わかりました。

もう一度、済みません。8番、大島です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 森林組合というのは決まっていなくて、そうしますと入札か何かになってやるわけですか、違うところがやるということになってくると、森林組合でやるのだったら、そうかなと思うけれども、入札ということになってくると、長瀬土木だとか、違うところのいろいろやっていますよね、村田、一志工業とかなんとかというのがあっても、そっちも全部入札か何かでやるわけなのでしょうか。それだけ、ちょっと教えてください。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員のご質問にお答えします。

業者につきましては、候補と挙がるのは、秩父広域森林組合かシルバー人材センターのような、一番森林になれているのは広域森林組合かなというふうには考えておりますが、これから選定作業となります。ここ6年目になりますので、今までも森林組合等をお願いしている経緯もございまして、その辺を考慮しながら、随意契約の方法で委託を考えたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

〔「はい、わかりました」「それがいい、それがいい」「それがいい、それが一番いいよ」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに質疑は。

2番、田村君。

○2番（田村 勉君） 2番、田村です。

さっきの除雪機の問題なのですけれども、かぶるところもあるかもしれませんが、今までの話を聞いてみると、やっぱり行政区といいますか、そちらのほうに大体お任せするというような感じがすごく強かったですけれども、あれだけ、私が来てからも雪が降りましたから、雪に対してそういう対策を立てたというのは一歩前進なのですが、問題はやっぱりその除雪機の運転だとかそういうのが、高齢者がふえている中で、ちょっと行政の、町のほうでやっぱり責任をきちんと持って、その除雪機のメーカーにやっぱり安全性の活用だとか何とか、それから事故の状態とか何かをやっぱり情報を収集して、安全にそれが活用できるというところを、やっぱり町として責任を負う必要があるのだと思うのだよね。

だから、その辺のところを今後やっぱり考えて、それで各自治体といいますか、そういうところへ渡してもらおうというふうにしてもらうことが大事だと思うのですけれども、この辺についての考えを。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、当然機械自体は安全なものとして販売されておるものですし、操作方法を誤らなければ基本的には事故は起こらないと思います。業者から操作説明等について講習等を行いまして、安全に使用できる形で配置していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、議案第29号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第29号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出では、職員異動に伴う職員手当等の増額及び減額のため、歳出予算を補正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等については、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第29号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳出予算補正によるとありますとおり、今回の補正により歳入歳出予算の総額に変更はございません。

今回の補正の概要でございますが、4月の職員人事異動に伴う職員手当等の増額及び減額のため、歳出予算を補正する必要が生じたものでございます。

次に、補正予算書の6、7ページをごらんください。今回の補正では、先ほども申し上げましたとおり

歳入予算の補正はございません。歳出予算の補正でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第3節職員手当等の扶養手当11万7,000円、一般職期末手当27万9,000円をそれぞれ減額し、一般職通勤手当15万3,000円、住居手当24万3,000円をそれぞれ増額し、組み替えを行うものでございます。

以上で、議案第29号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第9、議案第30号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第30号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出では職員異動に伴う職員手当等の増額及び減額のため、歳出予算を補正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等については、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第30号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページをごらんください。第1条、歳出予算の補正でございますが、第1表、歳出予算補正によるとなっております。

次に、2、3ページをごらんください。第1表歳出予算補正、第4款地域支援事業費ですが、項内での予算の組み替えとなり、歳出予算の総額は変わらず7億4,387万円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。6、7ページをごらんください。歳出につきましては、第4款地域支援事業費、第3項包括的支援事業・任意事業費、第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の第3節職員手当等につきまして、4月1日付の人事異動により過不足が生じます歳出科目につきまして組み替えを行うものでございまして、扶養手当を3万8,000円減額し、一般職通勤手当を3万8,000円増額するため、補正額はゼロとなっております。

以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第10、議案第31号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第31号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

（仮称）多世代ふれ愛ベース長瀬建設事業の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等は、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第31号 工事請負契約の締結についてにつきましてご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

（仮称）多世代ふれ愛ベース長瀬建設事業につきましては、3月定例会の際に補正予算としてお認めいただき、平成29年度に繰り越しいたしました事業であり、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、次代を担う子供たちを育む環境と、生涯にわたり元気に活躍するための新たな拠点として整備するものでございます。

それでは、議案をごらんください。1、工事名、（仮称）多世代ふれ愛ベース長瀬建設事業、2、施工箇所、埼玉県秩父郡長瀬町内、3、履行期限、契約の日から平成30年3月15日まで、4、請負金額、1億2,906万円、この額は、消費税及び地方消費税を含む金額でございます。5、請負業者、埼玉県秩父市宮側町14番16号、守屋八潮建設株式会社、代表取締役山口浩人でございます。

なお、本事業の業者選定につきましては、2月の全員協議会で報告いたしましたとおり、公募型プロポーザル方式によりまず設計・施工一括発注といたしました。4月11日に公示を行い、参加業者を公募いたしましたところ、1社の応募があり、審査の結果、契約予定者として決定いたしました。

審査に当たっては、副町長を含め5名から成る選定委員会において、実施要項に定めました評価基準により実施いたしました。その後、5月26日に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により仮契約を行っております。

恐れ入りますが、参考資料をごらんいただきたいと思っております。1枚目が配置計画、2枚目が平面計画となっております。

建物につきましては、木造平家建て、延べ床面積419.85平方メートル、それに駐輪場、駐車場といったものとなっております。

以上で、議案第31号の説明を終わりにいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、質問をさせていただきます。

今の課長でなく前課長のときに、このプロポーザル方式で、このふれ愛ベース長瀬という説明のときに、こういう建物ができて、経費、ランニングコストがどの程度かかるのかという質問をしたところ、まだ設計中で、どういう建物ができるかわからないので、経費については全然考えていませんという答弁をいただきました。

ここに、すばらしい図面を見せていただいて、建物はすばらしいのでしょうか。子供からお年寄りまで、この図面だけで見れば大変すばらしいのだと思うのです。そこで、この建物が、これだけ図面ができて事務所があったりトイレがあったり、電気もあるのでしょうか。そういうこの建物を、ここで議決をするのであれば、やっぱり、きょう一般質問で私やりましたけれども、重要なのは、これをつくった後にどの程度我々の税金が使われるのか、しっかり聞く必要がありますので、担当課長に質問をいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

今回のプロポーザルにつきましては、設計・施工一括発注でございます。先ほど9番議員の一般質問で

もお答えしておりますとおり、今後基本設計、実施設計となります。この段階で、今の段階ではどのような設備が入るかというところがわかりませんが、プロポーザルの実施要項でも維持費の低減という形を提案してくれということをお願いしております。

そういうところを含めまして、今後維持費がなるべくかからないような形の設計にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の説明だと、ここでこれを認めればもう建物はできてしまうと。そして、その後、低価格でランニングコストがなるべくかからないようにするという話で、やっぱり売るほうと買うほうの考え方が違って、「ええ、こんなにかかるの」ということになっては、私は困るのだと思うのです。

今までも、ある工事をやるときに、長瀬町は財政が厳しいからここは待たほうが良いよと言ったら、地域の説明会で「いや、やったほうが良いんだ」という話で、ある事業が進んだら、この中にいる議員がトップになって、財政が厳しいのだからボランティアで活動をしていくのだという事案がありました。

そこで、私が、この経費がまだ発表できないのであれば、この町の大事な財産になるべき建物について、本当に大丈夫なのかなという心配がありますので、もう一度課長にコスト、今と同じ答弁だったら今と同じ答弁で仕方がないので、再度お聞きをいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 関口議員のご質問にお答えします。

先ほど申しましたとおり設計はこれからでございますので、なるべく維持費のかからないような形の取り組みをしてまいります。

建物の維持管理のほかに、また管理上の問題とかもありますので、そちらについても今後決めていくような形になってくるかと思えます。

なお、維持では、電気料が安くなったり、それから光熱水費が安くなったりという取り組みや、それから当然建物のメンテナンスというのも10年、20年とすれば出てくると思えますので、そういうところの維持経費の低減まで配慮した形で設計のほうを進めてまいりたいと存じます。

以上です。

〔「次どうぞ」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 他に質疑ありませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、この設計図と言わないのですか、これは参考資料の図面と言ったらいいですか、これを見せていただくと、非常にすっきりした建物で、いいのではないのかなという感じがします。

ただ、前回、いきいき館のときも出たのですが、煙突が2つくっついていただけなのです。それに対して、あの煙突は、何か採光なんかも含めていてあったほうが良いのだということで押し切られたのですが、実際あそこの所長に、何度か行って使っているうちに聞きましたが、必要ないですねというお話を、使っていた責任者の方はそういう発言をしていました。

あと、例えばげた箱がちゃんとなっているのですが、番号とかなくて、どこへ自分の靴を入れたのかわからないとか、あれふたがなかったらもっと自分のサンダルとかがわかるのだけれども、結構パラパラ

とかで、高齢者なんてどこへ靴を入れたかわからないというふうなこともあったのです。

そういう細かい点についてはまだまだということと思いますが、まずプロポーザル方式で、説明のときには何社かが提案をしてくれると。その中で、町の意向に合ったものを取り入れるというお話だったのですが、1社さんだけだったというようなことで、プロポーザル方式というのは、何か私もちょっと余り聞きなれた言葉ではなかったので調べてみたのですが、やっぱりそういう業者の提案を受けてということなのですが、1社さんだけで、1社さんが出してくれたということは敬意を表さなければいけないのだろうけれども、その方式自体は別に問題はないのかな、ちょっとそこわからないので、それ1点。

それから、この図面の中に、この建物以外に「建物敷地として利用」というところと、「公園として利用」というところがあるのですが、これは全く含まないわけですよ。全く含んでいないわけですよ。この「建物敷地として利用」というところについて、またこれ何ができるかわからないと。それから、「公園として利用」のところ、ちょっと細長く何か分断されているような形で利用しにくいのではないのかなというところがあるのですが、こここのところ、またこれからお金がかかるのではないのかなということで、ちょっとこの全体計画ができていて、ここにはこういう建物がということがなくて、そのときになつて何かをとという考えだと、ちょっといかなものなのかなというのがあります。

まだ幾つかあるので、まずこの建物のホワイエとキッズコーナー、このところがちょっと高くなっているのですよね。多分これは吹き抜けのような形になっているのではないのかなと思うのですよ。そうすると、熱効率とかそんなふうなことで、ちょっとエアコンとか使った場合に、なるべくランニングコストがかからないという話だったのですけれども、ちょっと維持費がかかってしまうのではないのかなという感じがします。

このスペースの中に、2枚目の紙ですか、見ると収納スペースがないと。ですから、これは、もし、私は設計のことはわからないので、見てくれでこういう段差をつくったのだとすれば、収納スペースを少し広げてとか、そういう形のほうがやっぱり収納がしっかりできると。これいきいき館の反省に基づいて、そんなふうにしてもらったほうがいいのではないのかなという気がしますので、その点。

それから、重要なことなのですが、加速化交付金というのは50%ですよ、この事業自体は。そうですよね。一般質問で、9番議員が75%の交付金でこれをとちょっと発言をしていたわけですよ。だから、交付金はあくまでも50%ということですよ。その他臨財とか何か、そんなふうな関係で引かれるとか、そういう意味なのではないのかな。交付金はあくまでも50%なのかどうかということ。

それから、内部の施設内の用具とかそんなふうなものについては、この中には含まれていないのか、これから予算の中に含まれているのかどうか。

まだあります。

キッズスペースが、ちょっと議運でも言ったのですが、狭いのではないかとということで、もし子供たちが、ひのくち館もあるしこっちもあるしということで、どういう形になっているのかなと。結構こちらにそういうのを持ってくるのであれば、ホワイエを少し狭くして、キッズスペースを広げたほうがいいのではないのかなと。

あと、利用者の見込みというのは、多世代ですから、多世代なのですけれども、どのように見込んでいるのかと。

また、開館日時とか時間帯とか、そんなふうなものについても決まっているのか。例えば土曜、日曜は休みですよとか、そういうことなのか、そうではなくて、それは決まっていない。いきいき館なんかは日

曜日等はほとんど、観光シーズン以外やっていないですね。お勤めを2人でされている子育て世代の方が日曜日行ってみようかと思ったら休みだったとか、そういうことだと、ちょっと「ええ、せっかくなかったのに」ということがありますので、そのところについて。

あと、もう一点、これ多少関連があるので言います。先ほど除雪機の問題が出ていたのですが、除雪機のところで、よろしいですか、カタログで見ると、ちょっと購入を申し込んだということがありました。これ除雪機ぐらい、幾つか持ってきてもらって、業者から、「なるほど、これがいい」という確認が、ちょっと申しわけない、総務課長にはなかったと私は判断しました。そういうことがここでも起こると、ちょっと懸念、心配というのがあるのかなと。

大変多くですが、これについてお答え願いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えしたいと思います。9点だったのですか。

○5番（村田徹也君） ええ、そのくらいあります。

○健康福祉課長（中畝康雄君） はい。もし漏れていましたら、ご指摘をお願いいたします。

まず、いきいき館のときのデザインの関係で、採光の形で煙突だとかというような問題のご質問があった後に、プロポーザルについて問題ないかということの質問でよろしかったかなと思うのですが、プロポーザルにつきましては特に認められた制度でございます。庁舎の太陽光発電、蓄電池のときにもプロポーザルで実施して……

○5番（村田徹也君） そうではないです。1社だけでも。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 1社だけでも。はい。1社は、指名競争入札、町でやっている入札においても、1社応札は問題なく落札となっておりますので、特に問題はないと考えております。

特に今回は公募という形でございまして、指名競争入札よりは、競争性であるとか公平性は高いと考えております。また、参加資格を、町の競争入札参加資格者名簿に登録されたものに限定しておりますので、通常の一般競争入札等と異なり資格審査が不要ということもあり、選定期間の短縮が可能となったものでございます。

次に、建物敷地としての利用でございまして、これにつきましては9番議員の一般質問のときに企画財政課長が答えておりますけれども、今回のプロポーザルの提案の中に、この約4,200平米の敷地ですけれども、この中でどういう形で配置したらいいのかということも提案の一つとなっております。業者のほうから提案していただきましたのが、その図面でございます。

次に、吹き抜けの関係でございまして、吹き抜けで維持経費がかかるのではないかなというようなご質問でありましたが、こちら業者のほうの提案ですと、逆に吹き抜けをつくって自然の風を回したりですとか、そういう形の空調を設けて、逆にコストが安くなるというご提案をいただいております。また、設計のところ、その辺のところは詳細に詰めていきたいと思っております。

次に、4番目の質問だったかと思うのですが、収納スペースがないということでした。これについては、私どもも収納スペースが少ないと。いきいき館つくってみて収納スペースが少ないというような意見もいただいておりますので、これから基本設計入っていきます、その中で、収納場所の確保につきましては検討させてまいりたいと思います。

次に、交付金が50%かというようなご質問だったかと思いますが、財源としましては、先ほど村田議員

おっしゃったとおり、地方創生拠点整備交付金は補助率50%なのですが、そのほかに、その補助裏、当たっておりますものが補正予算債という国の起債でございまして、こちらが充当率100%、それから元利償還金の半分が交付税のほうに措置されるというような形で恐らく4分の3と言ったのかなと思われま。こういう有利な起債を使ってつくるといふ形になっております。

次に、備品ですとか用具の類いのお話でしたか。それにつきましては、建築の中で一括して見られるもの以外の小さな、取得価格が低いようなもの、例えば机ですとか、それから椅子であるとか、そういったものは今後補正のほうで対応させていただきたいと考えております。

次に、キッズスペースの関係でございまして、多くのお子さんが遊ぶのではなくて、ちょっとした役場の1階にキッズスペースがあるのを見て知っているかと思いますが、あそこがおよそ6畳程度でございまして。今回のほうは、今のところの業者の提案ですと、およそ10畳程度ということで、役場にあるものよりは広いと。それから、隣接する図書コーナーとの間には壁がないものですから、一体として考えれば倍の広さがあるということとこちらでは思っております。また、屋外には、プレーエリアとして外で遊べる場所というのもつくってありますので、広く使えるのかなと思っております。また、ひのくち館で授業をやっておりますけれども、ひのくち館、かなり面積が狭いものですから、子供が走り回ったり、そういう授業につきましては多目的室、今回大きな部屋をつくらせていただきますけれども、そちらのほうを使ってやりたいと考えております。

それから、日曜日の開放等ですけれども、子育て支援ということで、働く親の支援ということで、ひのくち館はこし日曜開放を実施しております。利用者もございまして。同じような形で、働く親の支援とかということも含めまして、日曜開放のほうを検討してまいりたいと思っております。

それから、もう一つ何かありましたか。

○5番(村田徹也君) 利用者の送迎なんかはできるかどうか。

○健康福祉課長(中畝康雄君) それについては、今と同じような形で、今もいきいき館ですとか、それからそれ以外の元気もりもり体操ですとか、地区のほうは現行のほうでそういう取り組みやっておりますので、形としては、あそこができたとしても同じように送迎等行っていくようになると思っております。

以上で説明を終わります。

○議長(染野光谷君) 5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) それでは、ちょっと履き違えた面があると思うのですが、プロポーザル方式の場合に、だから例えば1社さんだけの参入でも、これは問題はないのですねということだったのですが、大丈夫だというようなお話だったので、私ももう一回、あと調べてみます。

それから、やはり図面の中で、「建物として利用」というのと「公園として利用」なのですけれども、これだけの広さだと厳しいのですが、グラウンドゴルフなんかは全然できるような広さはないということですよ。でも、この「建物として利用」というところを公園の一部としておいて、更地にしておけばそういうのも可能なかどうかということで、それでどうしても建物が必要だったとき、こういうのが建物をということも可能なのではないのかなと思うのですが、そういうのも含めての設計図、設計図と言ったらいいかな、ランドデザインと言ったらいいのかな、そんなふうになっているのかどうかということ。

あと、やはり中の内部につきましては、ホワイエが、要するにホワイエというのはロビーみたいな感じととっていいのかなという気がするのですが、その隣にも収納スペース、ギャラリーとかあるのですが、ここは利用できないわけか。もしホワイエをもう少し潰してというか狭くして、やっぱりキッズスペース

等で、幾らか遊具なんかも置いたりするわけでしょう、多分。そうなると、やっぱり10畳の中にちょっと遊具とか置いたりすると、子供が来るかどうかというのがありますが、厳しいのではないかなと。

そもそも図書コーナーとキッズスペースが併設していると。図書ということですから、これは一般の図書という机と椅子があるわけですよ。本があるわけですよ。それで、座って読むという形で。そうではなくて幼児図書という意味なのだったらわかります。前回の説明では、そういう幼児図書ということではなかったで、これ幼児図書に限ってだと開かれているから何とかなるのだけれども、片一方が図書室で、片一方が子供でがちゃがちゃ行ったり来たりでは、図書室の意味はないから、そのところについて。

あと、やはりランニングコストということで考えて、また指定管理とかするの、ちょっとそういうイメージが湧くのですが、送迎をするというふうなこともあると。そうすると、300万、400万ぐらいは当然かかってくるという形になってしまうのかなと。受付の人がいて、もう1人がというような形で運営していくのなら大丈夫なのに、それにさらに送迎、送迎しないと遠くの人には来られないということもありますが、そのところがどうなのかなと。

あとは、吹き抜けがあったほうが自然なのですか。風が通るということで、当然冬場はそんなことないと思うのですが、夏場に限定かと思うのですが、冬場は風が通ったら寒くてしょうがないから、絶対そのほうがランニングコストは上がると。吹き抜けで風が通ればですよ。これは吹き抜けをとめてと。

そんなふうな要望はこれから出していくのだと思うのですが、今述べた点について答えられる範囲でお願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

今回5点ほど質問されたかと思うのですが、残った土地の利用ですけれども、これは先ほど申したかどうか覚えていないです、実施要項の中で、提案要項の中で、土地の利用計画についても提案してくださいということをやっております。今回の業者の提案では、やはり表側の広い道路に面したほうに建物を立てて駐車場をやったほうが、出入りだとかそういう形、それから後々の利用までいいのではないかというご提案でした。そちら、なので今の段階ではこれとしております。

それから、ホワイエでございます。ホワイエについては先ほど村田議員が言ったとおり、英語で言うところのロビーだとかということだと思います。こちらの広さとかその辺の問題につきましては、こちら業者のほうの提案でございまして、こういうところで、若い人、お年寄りとかがいう集う場所、人が集う場所としてある程度の広さがあって、そこに人が常々集まってくるというようなことを想定して、提案はさせていただいているということ、今の段階では、ございます。

それから、次に図書コーナーでございますが、図書コーナーといっても、図書室といったようなイメージではないようでございます。子供と一緒に本を読んだり、お母さんがやったりとかという幼児論であるとか、簡単な本があるというイメージと聞いております。

それから、次に、指定管理のことだったでしょうか。指定管理というか管理方法につきましては、今後指定管理とするのか、それか直営でやるのかということも含めて今後の検討とさせていただきたいと思っております。直営でも、もりもり体操ですとかいろんなものを、町でも送迎をやっておりますので、必ずしも指定管理イコール送迎があるということではございません。

それから、最後が、吹き抜けの関係ですけれども、夏では涼しく冬は暖かいというような、吹き抜けを

使った空調の方法があるそうでございます。そういう新しいことを、業者のほうから提案を受けております。そのことによってコストが安くなるということでございました。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、一番最初に言いましたが、建物は非常にすっきりした建築になっていると思うのですが、この1点だけ。

多目的室には、やはり机、椅子は出したり入れたりとかいうことになるわけですよ。あと1点は、やはりこういう事業をやった場合に、もうお答えいただきましたが、当然国のほうで決まっている50%事業ですから50%ということですよ。あとの補正予算債とかそういうのはまた別に、一応借金をするという形でやっていくということですよ。それでよろしいわけですよ。交付税自体は50%ということですよ。

〔「交付税」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） あと答えてもらえばいいです。だから、そのところは、もう加速化交付金は50%事業ですよとわれているわけですから、この事業をやるのに、いや75%の交付金でやりましたよということは、もう国が言っていることと違うことになるから、もしうたうのなら50%の加速化交付金プラス何とかという考えでよろしいわけですよ。そのところだけ、お願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

多目的室の利用につきましては、当然ながら、先ほど言った収納がないということでしたので、そちらのほうに机とか椅子を置けるような形で計画をしていきたいと考えておまして、その利用用途によりましては、机を出したり、子供さんがやるような子育て支援事業のときは、収納場所になるべく安全な形で机や椅子を片づけて、子供たちがけがをしないような形の収納方法とかというのは今後考えていく必要があるのではないかなと思っております。

それから、備品の関係につきましては、借り入れというようなことで村田議員はおっしゃいましたけれども、備品なんかですと起債充当できませんので、一般財源等々で買うような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、地方創生拠点整備交付金、これは補助金は50%でございます。

あくまでも補助金としては50%でございます。あとは借り入れということで、25%は戻ってきますが、それはあくまでも借金をした上での半額になります。よろしいでしょうか。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） これ、1億2,900万でやりますよね。それで、うちはできました。けれども、備品だとか何か、どこのうちうちをつくるときには、備品は何と何を入れるかというのが大体わかる。それを考えてするというのが普通だと思うのです。そうしますと、その備品2を、多分そちらのほうの返答が、木の備品を入れれば高くなります、それとあとニトリでやれば高くなります、古道具屋で買えば安くなりますという返答が返ってくるの、もうわかっていると思うのですけれども、大体1億2,900万入れました、それにふさわしい備品だとか何かというのは、大体幾らぐらいを予定しているということは、もう

それぐらいのことは頭がいいからわかっているかと思うので、それを。

そうしないと、うちの工事請負やったのだけれども幾ら、1億2,900万、ああそれでそうなのかいと、それにプラスされてまだ備品代が要るのだよとか、あとランニングコストは1か月120万円ぐらいはというのでということがあるのだよというの、大体の試算とかいうぐらいのことはやっているのが普通ですよ、各家庭だとかなんとかというより、行政でも何でも、そのくらい。だから、それがわかったら教えてほしいですし、備品はニトリで買うのか、それとも森林組合の高いいいやつを、何だっけ、あそこの広域の板のこんなすごく高いようなやつでやったのかという。あれは、だから週末で、もうするときだからいいのでと言ったのですけれども、これがどのくらい、やってもどのくらい皆さんが利用してくださるかということも考えると、一番、備品なんていうのは壊れたら、また取りかえればいいのだというように、なるべく安いもの、安いものを仕入れて、それでとって、それからあとは備品については国庫だとか県の支出金だとかというのではないのでしょうか、それをお聞きします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えします。

備品等、それからランニングコスト、こちらについては今回全て、配置から何から全部プロポーザルで事業者提案していただくという形になっておりますので、それを踏まえた、これから基本設計をやっていく中で実際どのぐらいになるかという想定をさせていただきたいと思います。

それから、備品等につきましては、仕様を定めて競争入札等により購入することになるのではないかと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2点ばかりあるのですけれども、1つは、この建物は地震や天災などが起きたときの避難所や避難場所になる、そのことは考えているのかなという問題が第1点です。それは、私も東日本大震災のときに現場にボランティアで行ったのですけれども、最初に避難所というか、避難所の場所というのは段ボールが必要なのです。段ボールで間仕切りをして、そこでとにかくそれぞれの家族が生活を一時するということが第一なのです。そういう点で、場所も場所で非常にいい場所であるわけだし、そういうところも余りお金をかけなくても、そういうふうなことを考えているのかどうかということと、もう一つは、この多目的室なのですが、これは例えば椅子なら椅子を置いたら、大体何人ぐらい座れるのかと、この2点について質問します。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初の地震等の避難場所として考えているのかということですが、こちらは業者のほうの提案におきましても、地震等の場合に避難場所として使えるように、これ木造ですけれども、その強度を想定しているということですので、地震等の避難場所として活用できると考えております。

それから、何人ぐらいで利用できるかということですが、これから実際細かい設計していく中ではないとわからない面もございますけれども、ちょっとその辺のところまでは、まだ想定しておりませんでした。

わかりませんので、以上です。

○議長（染野光谷君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、関口雅敬君。異議がありますのでだね、まずは。

○7番（関口雅敬君） そうです、異議を。

○議長（染野光谷君） では、反対討論ですね。

○7番（関口雅敬君） そうです。

先ほども質問しましたが、この図面が出てきて、まだランニングコストも全然わからずこれを賛成してしまうと、後でランニングコストが随分かかってきたなでは済まなくなりますので、私はしっかりとその説明を聞いてからお願いしたいと思うので、ここで反対をいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田君。

○4番（岩田 務君） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

3点の理由で、1つ目は、まず3月の定例会において一般会計の補正予算で認めたものであり、予算内であること、これが1点。2つ目は、プロポーザルの提案者は1社であったようにですけども、次世代を担う子供たちを育む環境と生涯にわたり元気に活躍するための新たな拠点ということで、この参考資料を見ましたら、この目的には沿ったものであるのではないかと判断したこと。そして、3つ目は、先ほどから質問もあり懸念される今後の経費等、ランニングコストもそうですけれども、課長より維持費のかからない設計をお願いしているということですし、建物内の詳細については、今後よりよいものになるよう最終的に見直していただければと思います。

ぜひよりよい運営方法を選択し、できる限り負担を少なく、効率的かつ町民に愛される施設にしていただければと思います。

皆様にもぜひご賛同をお願いしまして、討論とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） 反対討論ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） このような施設が有効活用されるということを私も願っております。しかし、公園として利用部分と建物敷地として利用部分、これがどうなっているか全くわからないというふうなところ、これをも含めて、だからこの、先ほども言いましたが、ランドデザインは業者さんがこれをつくってきたというふうなことなのですが、ではここがどうなるのということが1点。一般的には、この敷地全部のここはこういうふうにご利用ということが出てくるのが一般的だろうと。もう一点は、やはりこの施設の維持費がどうなるかと、まだ、要するに指定管理をやるのだから直営でやるのだからわからないというふうなことだと、維持、要するにこの建物をなるべくランニングコストにお金がかからないようにつくりますというふうな提案なので、非常にいい提案だとは思いますが、そういうふうにつくっていただいて、では運営するときこれこういうふうになりますよと、また指定管理で300万とかそういうふうなことになると、要するに指定管理料を払わなければならなくなってくるというふうなことを、それがわからないのだと、ちょっと賛成のしようがないということで反対討論とさせていただきます。

なお、全員に聞いたわけではありません、地元地区の人の意見としては、袋に何にもないからできるの

がいいと言う人と、そんなものをつくってどうするのだと、ひのくち館もあるではない、いきいき館もある、そののちよっとでっかいようなものをつくってそんなものやめてほしいと、これは住民の両方の賛否両論という意見ですが、一応将来的に見て必要なのだろうけれども、そういう全体的のことが出ていないということと、経費がこれからわからないということで、反対討論とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論ありますか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 積極的に賛成というわけではないのですが、いろんな態度があると思いますよ。

住民の皆さんが、あそこに公園をとという声があって、この声がかなり多かったわけです。当初はそれを署名でもって出したわけですが、分譲地というふうな形だったもので、賛成はできなかったわけですが、今回は一定程度この公園のスペースも大きくなったということと、それからやっぱりあそこは住宅が一番密集している地域でもあるし、あそこにやっぱり防災的な要素を持ったそういうスペースは必要なのではないかと。これから反対の方が言われるように、ランニングコストだとか、それから外部委託、こういう問題が心配がされます。それはやっぱり、恐らく議会が何かにかけないとそういうことはできないわけでしょう。そういう点では、その議会、そこでもって反対、賛成の立場をとりたいということなので、消極的ではありますが、賛成の態度をとります。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第11、議案第32号 長瀬町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも4分の1とすることについてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 長瀬町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも4分の1とすることについての提案理由を申し上げます。

長瀬町農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する委員に占める認定農業者等の割合が過半数に満たないため、その割合を委員の少なくとも4分の1とすることについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等については、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、議案第32号 長瀬町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも4分の1とすることについてのご説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございますが、本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選任方法が公職選挙法に基づくものから、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されることを受けまして、新たに町長が委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければなりません。例外措置として農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号に区域内の認定農業者数が委員定数の8倍を下回る場合において、委員に占める認定農業者等の割合を過半数にすることが委員の任命に著しく困難を生じる場合には、議会の同意を得てその割合を少なくとも4分の1とすることを可能とする旨の規定がございます。

現在当町における農業委員の定数は13名でございます。この定数を8倍いたしますと104名となり、当町の認定農業者の数は、きょう現在で23名と規定値である104名を下回っておりますので、施行規則第2条第2号に該当いたします。

また、次の議案で農業委員会委員の任命についてお諮りいたしますが、今回農業委員の任期満了に伴い、新たに農業委員に任命を予定している候補者が13名おります。このうち認定農業者等は4名で委員の過半数に満たないため、委員の占める認定農業者等の割合を4分の1以上とすることについて、議会の同意を求めらるるものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 長瀬町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも4分の1とすることについて採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎会議時間の延長

○議長（染野光谷君） ここで会議時間を延長いたします。



◎議案第33号～議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第12、議案第33号 長瀬町農業委員会委員の任命についてから日程第24、議案第45号 長瀬町農業委員会委員の任命については、全て農業委員会委員の任命であり、13議案とも関連がありますので、一括議題といたします。

本13議案につきましては、提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第33号から議案第45号 長瀬町農業委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了となるため、新たに委員として、田端久子さん、鈴木誠さん、小菅辰彦さん、村田茂さん、坂上良資さん、櫻井汪さん、堀口榮一さん、野原新平さん、野村五郎さん、福島美知子さん、高橋満さん、飯嶋辰吉さん、中川知久さんの計13名を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

まず、田端久子さんの経歴等について申し上げます。田端久子さんは、宮沢区にお住まいで、昭和22年9月25日生まれの69歳でございます。平成26年から農業委員として活躍いただいております。なお、田端さんは農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号ロに規定する認定農業者の親族でございます。

次に、鈴木誠さんの経歴について申し上げます。鈴木さんは、井戸上郷区にお住まいで、昭和14年8月18日生まれの77歳でございます。平成26年から農業委員として、現在は農業委員会の職務代理者としてご活躍いただいております。なお、農業委員会等に関する法律第8条第5項第1号に規定する認定農業者でございます。

次に、小菅辰彦さんの経歴等について申し上げます。小菅さんは、根岸石原区にお住まいで、昭和29年7月17日生まれの62歳でございます。JA秩父長瀬支部長を務められた経歴があり、現在農業を営んでおられます。

次に、村田茂さんの経歴等について申し上げます。村田さんは、5区にお住まいで、昭和12年8月17日生まれの79歳でございます。JA秩父理事、長瀬町農業委員を務められた経歴があり、現在は長瀬椎茸組合代表としてご活躍されております。

次に、坂上良資さんの経歴等について申し上げます。坂上さんは、中野上区にお住まいで、昭和16年10月27日生まれの75歳でございます。平成26年から農業委員としてご活躍いただいております。

次に、櫻井汪さんの経歴等について申し上げます。櫻井さんは、杉郷区にお住まいで、昭和20年6月13日生まれの72歳でございます。年間を通して野菜づくりに専念されており、農業に関する見識を有している方でございます。

次に、堀口榮一さんの経歴等について申し上げます。堀口さんは、上長瀬区にお住まいで、昭和25年7

月30日生まれの66歳でございます。現在は、家庭菜園を中心に農業を営んでおり、地域からの推薦を受けておられます。

次に、野原新平さんの経歴等について申し上げます。野原さんは、矢那瀬下郷区にお住まいで、昭和19年6月6日生まれの73歳でございます。約30アールの農地を所有し、野菜を中心に耕作されており、地域からの推薦を受けておられます。

次に、野村五郎さんの経歴等について申し上げます。野村さんは、宮沢区にお住まいで、昭和19年12月27日生まれの72歳でございます。平成26年から農業委員としてご活躍いただいております。

次に、福島美知子さんの経歴等について申し上げます。福島さんは、下袋区にお住まいで、昭和26年6月12日生まれの66歳でございます。平成26年から農業委員としてご活躍いただいております。なお、福島さんは、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号口に規定する認定農業者の親族でございます。

次に、高橋満さんの経歴等について申し上げます。高橋さんは、岩田区にお住まいで、昭和24年10月6日生まれの67歳でございます。平成26年から農業委員としてご活躍いただいております。

次に、飯嶋辰吉さんの経歴等について申し上げます。飯嶋さんは、滝の上区にお住まいで、昭和15年9月19日生まれの76歳でございます。民間の会社に42年間勤務され、地域からの推薦を受けておられます。なお、飯嶋さんは、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方でございます。

最後に、中川知久さんの経歴等について申し上げます。中川さんは、風布区にお住まいで、昭和23年7月27日生まれの68歳でございます。平成26年から農業委員としてご活躍いただいております。なお、中川さんは、農業委員会等に関する法律第8条第5項第1号に規定する認定農業者でございます。

以上、13議案につきまして、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（染野光谷君） これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、議案第33号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第36号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第38号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第39号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第40号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第41号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第42号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
議案第43号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
議案第44号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
議案第45号 長瀬町農業委員会委員の任命についての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第25、議案第46号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第46号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員である朽原高雄氏の任期が平成29年6月19日で満了となるため、引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第26、議案第47号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、井上悟史君の退席を求めます。

〔1番 井上悟史君退席〕

○議長（染野光谷君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第47号 長瀬町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町監査委員岩田務氏が平成29年5月31日付で退職されたので、後任として井上悟史氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、退席しております井上悟史君の出席を求めます。

〔1番 井上悟史君入場〕

○議長（染野光谷君） 長瀬町監査委員の選任については、同意することに決定いたしましたので告知いたします。



◎議員派遣の件

○議長（染野光谷君） 日程第27、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元にご配付したとおり派遣することにしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元にご配付しましたとおり派遣することに可決されました。

◇

◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（染野光谷君） 日程第28、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることを可決されました。

◇

◎閉会について

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例改正案、補正予算案など22件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

梅雨に入りまして、これからしばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、皆様には健康にご留意なされ、町政の伸展のためますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（染野光谷君） これをもちまして平成29年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後5時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月8日

議 長 染 野 光 谷

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 野 口 健 二